

2024年度自己点検・評価シート
(人文科学研究科)

大学基準1 理念・目的

大学は、自ら掲げる理念に基づき、人材育成の目的その他の教育研究上の目的を適切に設定し公表するとともに、それを実現するために将来を見据えた中・長期の計画そのたの諸施策を明確にしなければならない。

1.点検項目等に基づく状況確認 評価形式

評価 欄は「A: 適切に実行している」「B: 概ね実行している」「C: あまり実行していない」「D: 実行していない」の4段階で記入してください。

項目 №	点検・評価項目	評価	フェリスにおける点検項目（細目）	評価	現状説明	効果があがっている点	今後改善が必要な点	<参考>評価者の観点	評価に係る各種指針	根拠資料
101	大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。	A	(1) 学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的が適切に設定されているか。	A	人文科学研究科では、教育研究目的（人材養成目的）を「人文科学の領域に関する理論及び応用を教授研究し、優れた研究能力を持つ研究者、高度に専門的な見識と能力を備えた職業人、多様化する社会で他者と共生し、主体的に表現できる豊かな素養を身に付けた社会人を養成する。」と定め、大学院学則第4条の2（1）に明示している。			・大学として掲げる理念は、どのような内容か。 ・教育研究活動等の諸活動を方向付ける大学としての目的及び学部・研究科における教育研究上の目的は、どのような内容か。 ・上記の学部・研究科の目的は、大学の理念・目的と連関しているか。 ・上記の大学及び学部・研究科の目的は、高等教育機関としてふさわしいものであり、かつ個性や特徴が示されているか。		■ 寄附行為又は定款 ・学校法人フェリス女学院寄附行為 ■ 学則、大学院学則又は教育研究上の目的を規定したその他の規程 ・フェリス女学院大学学則 ・フェリス女学院大学大学院学則
			(2) 大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性は適切か。	A	建学の精神及び教育理念のもと定められた大学院学則において、本大学院の使命、目的を掲げ、研究科としての教育研究目的を定めていることから、大学の理念・目的と研究科の目的は適切に連関している。					
102	大学の理念・目的及び学部・研究科等の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。	A	(1) 学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的を適切に明示しているか。	A	人文科学研究科の教育研究目的（人材養成目的）は、大学院学則第4条の2（1）に明示している			・理念・目的は、学則又はこれに準ずる規則等に定められているか。 ・理念・目的は、どのような方法によって教職員及び学生に周知され、また、社会に対して公表されているか。 ・上記の周知・公表において、媒体や表現の工夫等により、情報の得やすさや理解しやすさに配慮されているか	1 大学の理念・目的の公表 ・大学の理念・目的を刊行物、ホームページ等のいずれの方法によっても公表していない場合は、是正勧告として指摘する。 2 学部・研究科等における教育研究上の目的の学則等への規定及び公表 ・教育研究上の目的を設定していない場合は、是正勧告として指摘する。 ・教育研究上の目的を設定しているが、これを学則等に規定していない場合は、改善課題として指摘する。 ・研究科において、修士課程・博士課程・専門職学位課程で教育研究上の目的を同一としている場合、それらはそれぞれ別のほうがより望ましいため、概評において上記課程ごとの目的の設定が望まれる旨を記述する。 ・教育研究上の目的を刊行物、ホームページ等のいずれの方法によっても公表していない場合は、是正勧告として指摘する。	■ 大学、学部・研究科を紹介するパンフレット ・大学案内 ・大学院案内 ■ 大学及び学部・研究科の理念・目的を公表しているウェブサイト ・大学公式サイト 人材養成目的及び三つの方針（学部全体）
			(2) 教職員、学生、社会に対して刊行物、ウェブサイト等により大学の理念・目的、学部・研究科の目的等を周知・公表しているか。	A	人文科学研究科の教育研究目的（人材養成目的）は『学生要覧』に掲載し、学生、教職員に周知している。 大学公式サイトにも掲載し、社会への周知を図っている。 受験生に対しては、『入学案内』に掲載することで周知を図り、理念・目的の理解向上に努めている。 【大学公式サイト】 https://www.ferris.ac.jp/academics/purpose/					
103	大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。	A	(1) 将来を見据えた中・長期の計画その他諸施策は設定されているか。	A	中期計画「21-25 PLAN」において、文学部・人文科学研究科の事業を策定し、各学科、研究科の将来計画を実現するための教学改革プロジェクトに取り組んだ。			・中・長期の計画その他の諸施策は、どのような内容か。 ・上記の計画、施策等は、組織、財政等の資源の裏付けを伴うなど、理念・目的の達成に向けて、具体的かつ実現可能な内容になっているか。		■ 中・長期計画、アクションプラン、具体的施策等 ・フェリス女学院中期計画2021-2025（2020年度版） ・フェリス女学院中期計画2021-2025（2021年度版） ・大学公式サイト 大学グランドデザイン『Ferris Univ. 2030』

2024年度自己点検・評価シート
(人文科学研究科)

基準3(人文科学研究科)

大学基準3 教育研究組織

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、教育研究組織を適切に整備しなければならない。

1.点検項目等に基づく状況確認 評価形式

評価 欄は「A: 適切に実行している」「B: 概ね実行している」「C: あまり実行していない」「D: 実行していない」の4段階で記入してください。

項目 №	点検・評価項目	評価	フェリスにおける点検項目（細目）	評価	現状説明	効果があがっている点	今後改善が必要な点	<参考> 評価者の観点	評価に係る各種指針	根拠資料
301	大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。	A	(1) 大学の理念・目的と学部（学科または課程）構成及び研究科（研究科または専攻）構成は適合しているか。	A	人文科学研究科（英語英米文専攻、日本語日本文専攻、コミュニケーション学専攻）は、本大学院の目的及び課程の目的に基づき、文学部（英語英米文学科、日本語日文学科、コミュニケーション学科）を基礎として設置されている。その後、教育研究組織の適切性の検証過程で、基礎となる学部において、英文学科と日本文学科が、カリキュラム改革とそれに伴う学科名称の変更を行い、2014年度から英語英米文学科、日本語日文学科となった。名称変更後の各学科が2017年度に完成年度を迎えることを受け、研究科においても、2018年度に英語英米文学専攻、日本語日文学専攻に名称変更を行い、現在に至っている。			・大学の理念・目的を踏まえ、また、学問の動向や社会的要請等に配慮したうえで、教育研究組織（学部・研究科や附置研究所、センター等）はどのように構成されているか。		■ 附置研究所、センターその他の組織等の設置趣旨や活動内容が分かる資料 ・ 全学教養教育機構（CLA）規程 ・ キリスト教研究所規程 ・ 附属図書館規程 ・ 教職センター規程 ・ 情報センター規程 ・ 学生支援センター規程 ・ 国際センター規程 ・ 言語センター規程 ・ 宗教センター規程 ・ ボランティアセンター規程 ・ ジェンダースタディーズセンター規程 ・ 学修サポートセンター規程
			(2) 大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織は適合しているか。							■ 大学基礎データ（表1） ・ 大学基礎データ（表1）組織・設備等（教育研究組織）
			(3) 教職課程等を置く場合における全学的な実施組織の適切性							
			(4) 教育研究組織は学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等に適切に配慮しているか。	A	中期計画「21-25 PLAN」において、人文科学研究科の将来計画、人材養成目的を実現するための教学改革に取り組んでいる。中期計画は毎年、事業の経過とその成果を検証する機会を設けており、その作業をとおして、学問の動向、社会的要請、大学を取りまく環境等の観点から、各学科のカリキュラム・組織体制について確認している。					
302	教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	A	(1) 適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価を実施しているか。	A	教員・教員組織の適切性について、文学部では、2025年度第2回文学部主任等会議（2025年5月28日開催）及び2025年度第2回人文科学研究科委員会（2025年6月4日開催）において、点検・評価項目に従って、「2024年度自己点検・評価シート（大学基準3）」の記載内容をもとに点検・評価を行った。			・ 教育研究組織の構成に関する自己点検・評価は、どのように行われているか（基準、体制、方法、プロセス等）。 ・ 上記の自己点検・評価結果に基づき、教育研究組織の改善・向上に向けた取り組みは、どのように行われているか（組織の設置・改編、センターにおける新規事業の導入等）。		参考 ■ 学部・研究科構成、附置研究所等の役割等の適切性を検証したことを示す各種委員会、全学内部質保証推進組織等に関する資料、改善・向上に向けて取り組んだことが分かる資料などが考えられます。 ・ 自己点検・評価シート
			(2) 点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。	A						

2024年度自己点検・評価シート
(人文科学研究科)

基準4(人文科学研究科)

大学基準4 教育課程・学習成果

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を定め、公表しなければならない。また、教育課程の編成・実施方針に則して、十分な教育上の成果を上げるための教育内容を備えた体系的な教育課程を編成するとともに、効果的な教育を行うための様々な措置を講じ、学位授与を適切に行わなければならない。さらに、学位授与方針に示した学習成果の修得状況を把握し評価しなければならない。

1.点検項目等に基づく状況確認 評価形式

評価 欄は「A: 適切に実行している」「B: 概ね実行している」「C: あまり実行していない」「D: 実行していない」の4段階で記入してください。

項目 №	点検・評価項目	評価	フェリスにおける点検項目（細目）	評価	現状説明	効果があがっている点	今後改善が必要な点	<参考> 評価者の観点	評価に係る各種指針	根拠資料
401	授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。	A	(1) 課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識・技能・態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針を適切に設定し（授与する学位ごと）公表しているか。	A	■大学院要覧、大学公式webサイトに各研究科のディプロマ・ポリシーとして明記している。【学生要覧、大学公式webサイト】			・学位授与方針は、原則として、授与する学位ごとに設定されているか。 ・上記の方針は、修得すべき知識、技能、態度等の学習成果が明確に示され、授与する学位にふさわしい内容となっているか。 ・上記の方針は、どのような方法によって公表されているか。 ・上記の方針の公表において、媒体や表現の工夫等により、情報の得やすさや理解しやすさに配慮されているか。	7 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の公表 ・学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を設定していない場合は、是正勧告として指摘する。 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針は、原則として授与する学位ごと（分野と学位課程種）に設定することが求められる。 ただし、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の設定が、学部・学科、研究科・専攻ごとなどであっても、内容が当該学部・学科、研究科・専攻等が授与する学位に即したものであれば、ただちに提言の対象とはしない。 ・学位授与方針に、修得すべき知識、技能、能力など当該学位にふさわしい学習成果を示していない場合は、改善課題として指摘する。 学位授与方針に、卒業要件、修了要件が含まれていない場合であっても、別途示していれば問題としない（概評にも記述しない）。 学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針が、内容において一貫していないと判断される場合は、基準2の概評で指摘する（問題の程度によっては、改善課題又は是正勧告を付すことも可）。	■学位授与方針を公表しているウェブサイト ・大学公式サイト 人材養成目的及び三つの方針（学部全体） ・大学公式サイト 英語英米文学科の人材養成目的及び三つの方針 ・大学公式サイト 日本語日本文学科の人材養成目的及び三つの方針 ・大学公式サイト コミュニケーション学科の人材養成目的及び三つの方針 ・大学公式サイト 音楽芸術学科の人材養成目的及び三つの方針 ・大学公式サイト 国際交流学科の人材養成目的及び三つの方針 ・大学公式サイト 英語英米文学専攻の人材養成目的及び三つの方針 ・大学公式サイト 日本語日本文学専攻の人材養成目的及び三つの方針 ・大学公式サイト コミュニケーション専攻の人材養成目的及び三つの方針 ・大学公式サイト 音楽芸術専攻の人材養成目的及び三つの方針 ・大学公式サイト 演奏専攻の人材養成目的及び三つの方針 ・大学公式サイト 国際交流専攻の人材養成目的及び三つの方針
402	授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。	A	(1) 下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針を設定し公表しているか。（授与する学位ごと） ・教育課程の体系、教育内容 ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等 (2) 教育課程の編成・実施方針と学位授与方針とは適切な関連性があるか。	A A	■大学院要覧、大学公式webサイトに各研究科のカリキュラム・ポリシーとして明記している。【大学院要覧、大学公式webサイト】 ■カリキュラム・ポリシーに基づき開講する各科目は、シラバスにおいてディプロマ・ポリシーに基づく到達目標の設定という形で関連性を確保している【シラバス、シラバス執筆要領】			・教育課程の編成・実施方針は、原則として、授与する学位ごとに設定されているか。 ・上記の方針は、教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態など、教育についての基本的な考え方が明確に示されているか。 ・上記の方針は、学位授与方針に整合しているか。 ・上記の方針は、どのような方法によって公表されているか。 ・上記の方針の公表において、媒体や表現の工夫等により、情報の得やすさや理解しやすさに配慮されているか。	・教育課程の編成・実施方針に、教育課程の編成に関する基本的な考え方や実施に関する基本的な考え方のうち、いずれか一方が示されていない場合は、改善課題として指摘する。 ・学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を刊行物、ホームページ等のいずれの方法によっても公表していない場合は、是正勧告として指摘する。	■教育課程の編成・実施方針を公表している・大学公式サイト 401の根拠資料「学位授与方針」と同じページ

403	教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。	A	(1) 各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置を講じているか。 ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性 ・教育課程の編成にあたっての順次性・体系性への配慮 ・授業期間の適切な設定 ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定 ・個々の授業科目の内容・方法 ・授業科目の位置づけ（必修、選択等） ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定 ・初年次教育、高大接続への配慮（【学士】【学専】） ・教養教育と専門教育の適切な配置（【学士】） ・コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等（【修士】【博士】）	A	■カリキュラム・ポリシーに基づき、毎年度科目の改廃を実施している。 ■科目の改廃にあたっては科目設置の目的、内容・授業方法の概要、科目区分、単位数、履修年次を明記した資料により大学教務委員会で審議する。 【大学教務委員会資料】 ■修士課程・博士課程では各専攻においてコースワーク（研究科目）とリサーチワーク（演習科目）を設け、両科目の修得を課している。【大学院要覧】			・全学的に見て、学部・研究科の教育課程は、どのように編成されているか。 その根拠として、下記の実際状況も確認する。 ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性 ・当該学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時の学習成果と、各授業科目との関係の明確性 ・専門分野の学問の体系を考慮した教育課程編成 ・学習の順次性に配慮した各授業科目の年次・学期配当 ・各学部・研究科における教育課程の編成について、全学内部質保証推進組織等の全学的な組織はどのように運営・支援し、その適切性を担保しているか。	■履修要項、シラバス ・学生要覧 ・大学院要覧 ・シラバス検索画面 参考 ■教育課程の体系性を示す資料としては、カリキュラム・マップ、学協会等が定めるモデルカリキュラムとの関係性を示した資料などが考えられます。 参考 ■当該学位課程に相応しい内容であることを示す資料としては、学外者による評価結果など、教育課程の適切性を第三者的に示す資料などが考えられます。
403	(つづき)	A	(2) 学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育を適切に実施しているか。	A	■自立した研究者、専門職に必要な技能、知識を備えさせることをディプロマ・ポリシーとし、そのために必要な科目をカリキュラム・ポリシーの基に開講している。				
404	学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。	A	(1) 各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための措置を講じているか。 ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの登録単位数の上限設定等） ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容・方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法・基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等） ・授業の内容、方法等を変更する場合における適切なシラバス改訂と学生への周知 ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法（教員・学生間や学生同士のコミュニケーション機会の確保、グループ活動の活用等） ・学習の進捗と学生の理解度の確認 ・授業の履修に関する指導、その他効果的な学習のための指導 ・授業外学習に資する適切なフィードバックや、量的・質的に適当な学習課題の提示 <学士課程> ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数 <学士課程> ・適切な履修指導の実施 <修士課程・博士課程> ・研究指導計画（研究指導の内容・方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施	A	■シラバスは各科目担当部署において確認をし、カリキュラムとの整合性を担保している。【「2024年度開講科目のシラバス点検について（依頼）」2024年2月13日発信】 ■教員向けの「シラバス（授業計画）作成要領」において、原則としてシラバス公開後の変更はできないこととしている。学生には履修登録をする前に、必ずシラバスを確認するように周知している。シラバスにはフィードバックの方法を記入することとして、教員・学生間のコミュニケーション機会を確保している。また、最終的に目的・目標が達成できるよう進捗状況や理解度、授業期間中の授業アンケート等を確認しながら授業計画や方法を適宜見直すことが重要である旨周知している。なお、授業外学習を促す手がかりとするため、シラバスにおける「テキスト」もしくは「参考資料」のいずれか一方は必ず記載することとしており、履修者の自発的な取り組みのために必ず具体的な資料名を指示することとしている。 ■大学院要覧「カリキュラムの説明」及び「履修の説明」において各課程の研究指導計画を明示し、これに基づき指導を実施している。【大学院要覧】		・全学的に見て、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための措置として、どのような方法が取られているか。 その根拠として、下記の実際状況も確認する。 ・教育課程の編成・実施方針と教育方法の整合性 ・当該学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果に応じた授業形態、授業方法の採用とその実施 ・1授業当たりの適切な学生数の設定と運用 ・シラバスの作成と活用 ・履修指導 ・単位の実質化（単位制度の趣旨に沿った学習時間、学習内容の確保）を図る措置 ・各学部・研究科における教育方法の導入、教育の実施について、全学内部質保証推進組織等の全学的な組織は、どのように運営・支援し、その適切性を担保しているか。	8 履修登録単位数の上限設定（学士課程） ・単位の実質化を図る措置が不十分な場合は、改善課題として指摘する（すべての学位課程）。 単位の実質化を図る措置としては、教育課程上の配慮、成績評価の厳格性の確保、授業時間外に必要な学習の促進等の取り組みのほか、学士課程に関しては履修登録単位の上限設定（年間50 単位未満で設定していることを目安とする）が該当する。 履修登録単位の上限を設定していても、一部の科目を対象外としており、これらを含めると実態として上記の目安を超えて履修している学生が相当数いる場合は、単位の実質化を図るその他の措置が十分かを確認したうえで、問題があれば改善課題として指摘する。 卒業予定年次の学生等を対象に履修登録単位数の上限を設けない、あるいは設けても弾力的措置をとっている場合もありうるが、これらについても例外とせずに、単位の実質化を図る措置を十分に見極めたうえで、問題があれば、改善課題として指摘する。 単位の実質化を図る措置のうち履修登録単位の上限設定は主要なものと考えられるが、その実施を一律には求めない。 以下の場合には、これに該当する学生数が適正な範囲であるかなど、制度の運用実態に十分な注意を払う必要がある。 大学設置基準第27 条の2 第2 項又は専門職大学設置基準第23条第2項の規定に基づき、成績優秀者に対して履修登録単位数の上限を緩和又は適用外としている場合。 その他学内の規定に基づき学部長や学科長等による許可のもと履修登録単位数の上限を緩和又は適用外としている場合。 履修登録単位数の上限設定については、編入学生に対する場合も同様とする。 9 1 学期の授業期間と単位計算 ・授業期間が必ずしも15 週である必要はない。ただし、授業における学生の学習時間が十分に確保されていない場合は、改善課題として指摘する。 ・単位計算が不適切である場合は、是正勧告として指摘する。	■授業期間、単位計算及び履修登録単位の上限を定めた学則等の資料 ・フェリス女学院大学学則 ・フェリス女学院大学大学院学則 ・学生要覧 ・大学院要覧 ■履修要項、シラバス ・学生要覧 ・大学院要覧 ・シラバス検索画面 <修士課程、博士課程> ■研究指導の内容・方法、年間スケジュールを示した資料 ・大学院要覧 参考 ■学生の学習の活性化を図る取り組みを示す資料として、学生の能動的参加を促す授業方法、学習支援ツールや履修指導等のガイダンス資料などが考えられます。また、その効果を示す資料として、授業時間外における学習時間の状況に関する資料などが考えられます。 ・大学公式サイト「シラバス」 https://www.ferris.ac.jp/departments/syllabus/ ・学修行動調査結果

405	成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。	A	(1) 成績評価及び単位認定を適切に行うための措置を講じているか。 ・単位制度の趣旨に基づく単位認定	A	■成績評価基準は大学院要覧に定め、各科目での具体的成績評価については、シラパスの「到達目標」「成績評価基準」「成績評価方法」に明記している。【大学院要覧、シラパス】				・全学的に見て、学部・研究科における成績評価、単位認定及び学位授与は、どのように行われているか。 その根拠として、下記の実際の状況も確認する。 ・厳正かつ適正な成績評価及び単位認定の実施 ・既修得単位等の適切な認定 ・学位授与における実施手続及び体制の明確性 ・各学部・研究科における成績評価、単位認定及び学位授与について、全学内部質保証推進組織等の全学的な組織はどのように運営・支援し、その適切性を担保しているか。	10 卒業・修了要件の設定及び明示 ・卒業・修了の要件を明確にし、刊行物、ホームページ等のいずれの方法によっても、あらかじめ学生に明示していない場合は、是正勧告として指摘する。 ・既修得単位として認定する単位数の上限が、設置基準で認められている数を超えている場合は、是正勧告として指摘する。	■卒業・修了の基準、判定方法、体制等を明らかにした規程類 ・フェリス女学院大学学則 ・フェリス女学院大学大学院学則 ・学位規則 ・学生要覧 ・大学院要覧 ■履修要項など成績評価方法、基準をあらかじめ学生が理解するための資料 ・学生要覧 ・大学院要覧 ■履修要項など卒業要件、修了要件をあらかじめ学生が理解するための資料 ・学生要覧 ・大学院要覧 参考 ■成績評価の適正な実施を示す資料として、成績評価基準に関する教員間の申し合わせやその運用事実が分かる資料などが考えられます。 < 修士課程、博士課程 > ■学位論文審査基準を学生に示している資料 ・大学院要覧
			・既修得単位の適切な認定		■既修得単位については、博士前期課程において他の単位認定と合わせて10単位までを認定可としている。【大学院学則、大学院要覧】						
			・成績評価の客観性・厳格性を担保するための措置		■成績評価基準は大学院要覧に定め、各科目での具体的成績評価については、シラパスの「到達目標」「成績評価基準」「成績評価方法」に明記している。【大学院要覧、シラパス】						
			・卒業・修了要件の明示		■修了要件を大学院要覧に明記している。【大学院要覧】						
405	(つづき)	A	(2) 学位授与を適切に行うための措置を講じているか。 ・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表 ・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置 ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示 ・適切な学位授与	A	■各専攻各課程は学位論文審査基準を定め、大学院要覧に明記している。【大学院要覧】 ■学位審査は研究科委員会の下に最低3名の教員で構成する審査委員会が審査し、審査委員会は審査結果を研究科委員会に報告し、修了判定を行う。【学位規則】 ■特に博士後期課程においては、最低1名の学外者を審査委員とすることとし、客観性を担保している。【学位規則】 ■学位授与に係る手続は大学院要覧に明記している。【大学院要覧】					11 研究指導計画及び学位論文審査基準の明示(修士・博士課程) ・各研究科の学位課程ごとに、研究指導の方法やスケジュールをあらかじめ定めていない場合は、是正勧告として指摘する。 ・上記の内容を刊行物、ホームページ等のいずれの方法によっても、あらかじめ学生に明示していない場合は、改善課題として指摘する。 ・各研究科の学位課程ごとに、学位論文や特定の課題についての研究の成果の審査基準を、刊行物、ホームページ等のいずれの方法によっても公表していない場合は、是正勧告として指摘する。 ・審査基準を公表していても文書等によってあらかじめ学生に明示していない場合は、改善課題として指摘する。	
406	学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。	A	(1) 各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標を適切に設定しているか。(特に専門的な職業との関連性が強いものにあっては、当該職業を担うのに必要な能力の修得状況を適切に把握できるもの。)	A	■学位申請論文の評価によって分野の特性に応じた学習成果を測定している。				・全学的に見て、学位授与方針に示した学生の学習成果は、どのような方法で測定されているか。 その根拠として、下記の実際の状況も確認する。 ・専門分野の性質、学生に求める学習成果の内容に応じた把握・評価の方法や指標の導入と運用 ・当該職業を担うのに必要な能力の修得状況の把握(特に専門的な職業との関連性が強い教育課程の場合) ・学習成果を測定するにあたり、全学内部質保証推進組織等の全学的な組織は、どのように運営・支援しているか。	●【基準4】学位授与方針に定めた学習成果の測定 ・学習成果の測定方法が決まっておらず、検討もしていない場合は、是正勧告として指摘する。 ・検討は始まっているが、まだ学習成果の測定方法は決まられていない、又は、学位授与方針に示した学習成果と測定方法の関係性が不明瞭で、多角的かつ適切に学習成果を測定しているとは言えない場合は、改善課題として指摘する。 測定方法の検討がある程度進んでおり、近い将来成果を測定できることが見込める場合は、提言を付さず概評でその実行を促す。	参考 ■卒業生調査の調査票やルーブリックなど、学習成果の把握に用いている資料、その運用が分かる資料などが考えられます。 ・学修行動調査結果 ・授業アンケート結果 ・卒業生アンケート結果 参考 ■学習成果を把握し評価する学内組織に関する資料など、学習成果の把握・評価にあたる体制が分かる資料などが考えられます。 ・大学印委員会記録 ・大学教務委員会記録
		A	(2) 学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握・評価するための方法を開発しているか。 ・学習成果の測定方法例 ・アセスメント・テスト ・ルーブリックを活用した測定 ・学習成果の測定を目的とした学生調査 ・卒業生、就職先への意見聴取	A	■学位授与にあたっては最終試験を課し、課程を通じた学習成果の把握・評価を行っている。 ■大学院における学修成果の把握にあたっては論文審査等となり、学位論文審査基準等を定めているが、「学位授与方針に示した学習成果の測定」という観点で不足している点については、修士論文・博士論文等におけるルーブリック等を作成し対応することを確認し、2024年度からルーブリックの活用を開始した。						

407	教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	A	(1) 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価を実施しているか。 ・学習成果の測定結果の適切な活用	A	所管部門からの検証資料を受け、人文科学研究科としては、2025年度第2回文学部主任等会議(2025年5月28日開催)及び2025年度第3回人文科学研究科委員会(2025年6月4日開催)において、「2024年度自己点検・評価シート(大学基準4)」の記載内容をもとに教育課程及びその内容、方法の適切性について点検・評価を行った。			・教育課程及びその内容、方法の自己点検・評価は、どのように行われているか(基準、体制、方法、プロセス等)。		参考 ■学習実態の把握とそれに基づく改善・向上の取り組みを示す資料や、教授会や教育の運用にあたる各種委員会、全学内部質保証推進組織等の活動が分かる資料などが考えられます。 ・大学FD委員会記録 ・大学教務委員会記録 ・全学教養教育機構会議記録 ・自己点検・評価シート
			(2) 学習成果の測定結果を適切に活用しているか。	A	■毎年度提出を課している研究報告及び研究計画書により、指導教授が適切な指導を行えるようにしている。			・上記の自己点検・評価結果に基づき、教育課程及びその内容、方法の改善・向上に向けた取り組みは、どのように行われているか。 ・上記において、学習成果の測定結果は、教育課程及びその内容、方法の改善にどのように活用されているか。		
			(3) 点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。	A	■教員は授業アンケートの結果を確認し、各担当授業の改善、学生への応答を各授業内で行うとともに、これを授業改善計画という形で学内に公表している。 【大学FD委員会資料】					

2024年度自己点検・評価シート
(人文科学研究科)

基準5(人文科学研究科)

大学基準5 学生の受け入れ

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学生の受け入れ方針を定め、公表するとともに、その方針に沿って学生の受け入れを公正に行わなければならない。

1.点検項目等に基づく状況確認 評価形式
評価 欄は「A:適切に実行している」「B:概ね実行している」「C:あまり実行していない」「D:実行していない」の4段階で記入してください。

項目 №	点検・評価項目	評価	フェリスにおける点検項目（細目）	評価	現状説明	特に効果があがっている点	今後改善が必要な点	<参考> 評価者の観点	評価に係る各種指針	根拠資料
501	学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。	A	(1) 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表がされているか。	A	各専攻ごとにディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを踏まえた学生の受け入れ方針を設定し、本学公式サイト及び学生募集要項にて公表を行っている。			・学生の受け入れ方針は、少なくとも学位課程ごと（学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程）に設定されているか。 ・上記の方針には、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法が明確に示されているか。 ・上記の方針は、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針に整合しているか。 ・上記の方針は、どのような方法によって公表されているか。 ・上記の方針の公表において、媒体や表現の工夫等により、情報の得やすさや理解しやすさに配慮されているか。	12 学生の受け入れ方針の公表 ・学生の受け入れ方針を設定していない場合は、是正勧告として指摘する。 学生の受け入れ方針は、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針との一貫性が明確であれば、必ずしも授与する学位の分野ごとに設定されていなくてもよい。ただし、異なる学位課程（学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程）で同一の方針とすることはできない。	■ 入学試験要項 （一般入試・共通テスト利用入試、秋期特別入試・公募制推薦入試・帰国生徒入試・社会人入試、指定校推薦入試、留学生入試、編入学試験、大学院入試） ■ 学生の受け入れ方針を公表しているウェブサイト ・大学公式サイト 人材養成目的及び三つの方針（学部全体） ・大学公式サイト 各学科の人材養成目的及び三つの方針 ・大学公式サイト 大学院各専攻の人材養成目的及び三つの方針
			(2) 下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針を設定しているか。 ・入学前の学習歴・学力水準・能力等の求める学生像 ・入学希望者に求める水準等の判定方法	A	各専攻の学生の受け入れ方針においては、本学が受験生に対して入学前に求める水準や意欲・学生像について明記している。また、本学が発行する入試広報媒体においても抜粋版及び本学公式サイトURLを公表し、より情報にアクセスしやすい状況に配慮している。					
502	学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。	A	(1) 学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度を適切に設定しているか。	A	学生の受け入れ方針に基づいた学生の募集方法を設定し、入試MM委員会・各研究科委員会にて検討・審議を行っている。			・入学者選抜は、学生の受け入れ方針に沿って、どのように制度化されているか。 ・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供はどのように行われているか。<2020年3月追加項目> ・入学者選抜の運営体制は、どのように整備されているか。 ・上記の運営体制のもと、入学者選抜は公正に実施されているか。 ・入学者選抜の結果、方針に沿った学生を受け入れているか。		■ 入学試験要項 （一般入試・共通テスト利用入試、秋期特別入試・公募制推薦入試・帰国生徒入試・社会人入試、指定校推薦入試、留学生入試、編入学試験、大学院入試）
			(2) 授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供を行っているか。<2020年3月追加項目>	A	本学公式サイトに公表されており、受験生応援サイトでも「よくある質問」として情報提供を行っている。その他同様の内容を大学案内パンフレットにも掲載している。					
			(3) 入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制を適切に整備しているか。	A	本学公式サイトに公表されており、受験生サイトでも情報提供を行っている。その他同様の内容を大学案内パンフレットにも掲載している。					
			(4) 公正な入学者選抜を実施しているか。 ・オンラインによる入学者選抜を行う場合における公正な実施	A	入学者選抜は、学内諸規程及び関連委員会での審議に基づいて、上記の運営体制にて公正に実施している。					■ 入学者選抜に係る規程 ・大学入試委員会規程 ・入試MM委員会規程 ・文学部入試委員会規程 ・音楽学部入試委員会規程 ・国際交流学部入試委員会規程
			(5) 入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜を実施しているか。 ・オンラインによって入学者選抜を行う場合における公平な受験機会の確保（受験者の通信状況の配慮等）	A	本学公式サイトに「受験上の配慮等」として受験時及び入学後の生活について事前に相談を受けつける体制を公表しており、相談内容に応じて学内関係部署と協議の上、合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜を実施している。					

503	適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。	C	(1) 入学定員及び収容定員を適切に設定した ¹ 在籍学生数を適切に管理しているか。 < 学士課程 > ・ 入学定員に対する入学者数比率 < 学士課程 > ・ 編入学定員に対する編入学生数比率 < 学士課程 > ・ 収容定員に対する在籍学生数比率 < 学士課程 > ・ 収容定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応 < 修士・博士・専門職学位課程 > ・ 収容定員に対する在籍学生数比率	C	いずれの専攻も収容定員を満たしていないため、引き続き収容定員を満たすために改善の検討を進めていく。			・ 学士課程全体及び各学部・学科並びに各研究科・専攻の入学者数は、入学定員に対して適正な数となっているか。 ・ 学士課程全体及び各学部・学科並びに各研究科・専攻の在籍学生数は、収容定員に対して適正な数を維持しているか。 ・ 収容定員に対し、在籍学生数が大幅に超過している場合、どのような対策が検討、実施されているか。 ・ 収容定員に対し、在籍学生数が充足していない場合、どのような対策が検討、実施されているか。	13 定員管理 〔 学士課程 〕 ・ 学部又は学科における入学定員充足率の5年平均又は収容定員充足率が【表1】の目安に抵触している場合は、該当する学部又は学科を取り上げながら、学士課程全体の定員管理の問題として提言を付す。 ・ 学士課程全体の収容定員充足率が【表1】（定員超過の場合は「左記以外の分野」の欄を適用）の目安に抵触している場合は、上記の提言とあわせて該当する提言を付す。 【表1】 定員超過： ・ 1.25以上・・・改善課題 ・ 1.30以上・・・是正勧告 定員未充足 ・ 0.90未満・・・改善課題 ・ 0.80未満・・・是正勧告 〔 修士・博士・専門職学位課程 〕 ・ 研究科における収容定員充足率が、【表3】の目安に抵触している場合は、該当する研究科を取り上げながら、大学院全体の問題として該当する提言を付す。 【表3】 定員超過： ・ 2.00以上・・・改善課題 定員未充足： ・ 修士課程 0.50未満・・・改善課題 ・ 博士課程 0.33未満・・・改善課題	■ 大学基礎データ（表2、表3） ・ 大学基礎データ（表2）「学生」 ・ 大学基礎データ（表3）「学部・学科、研究科における志願者・合格者・入学者の推移」
504	学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	A	(1) 適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価を行っているか。	A	学生の受け入れの適切性について、2025年度第1回入試MM委員会（2025年4月16日開催）において、前年度入試データや各種企画実施報告資料に基づき、結果検証を行っている。			・ 学生の受け入れに関する自己点検・評価は、どのように行われているか（基準、体制、方法、プロセス等）。 ・ 上記の自己点検・評価結果に基づき、学生の受け入れの改善・向上に向けた取り組みは、どのように行われているか		参考 ■ 入試制度・体制の改善事実を示す資料や、学生の受け入れの適切性について検証し、改善・向上に向けて取り組んだことを示す入試委員会、全学内部質保証推進組織等の資料などが考えられます。 ・ 自己点検・評価シート
			(2) 点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。	A	入試MM委員会構成員を中心に広報活動や入試制度の見直しを都度協議している。					

2024年度自己点検・評価シート
(人文科学研究科)

基準6(人文科学研究科)

大学基準6 教員・教員組織

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、求める教員像や教員組織の編制方針を明確にし、それに基づく教員組織を適切に整備するとともに、絶えず教員の資質向上に取り組まなければならない。

1.点検項目等に基づく状況確認 評価形式

評価 、 欄は「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

項目 №	点検・評価項目	評価	フェリスにおける点検項目（細目）	評価	現状説明	効果があがっている点	今後改善が必要な点	<参考> 評価者の観点	評価に係る各種指針	根拠資料
601	大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。	A	(1) 下記内容を含む大学として求める教員像を設定しているか。 ・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等	A	【参考】大学全体の記述 「フェリス女学院大学の教育研究活動の方針」の中で「教員・教員組織に関する方針」を定め、大学公式サイトに掲載している。求める教員像については、「建学の精神及び教育理念を理解し、変化する社会に対応できる資質を有し、優れた教育力と研究能力を兼ね備えた人材」とし、教員組織の編成に当たっては、「長期的な計画のもと、教員の年齢構成・ジェンダーバランス・国際性等に配慮する」ことを定めている。また、各学位課程における専門分野に関する能力については、「各学部・研究科では、それぞれのディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）にかなった教育に必要な教員組織を目指すとともに、少人数教育を可能にする教員数の確保にもつとめる」としている。			・教員組織の編制方針は、どのような内容か。 ・大学として求める教員像は、どのような内容か。 ・上記の方針及び求める教員像は、どのように学内で共有されているか。		■大学として求める教員像、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在等について大学としての考え方を明らかにし学内で共有した資料 ・各学部・研究科「教員の編成方針」（教授会資料） ・大学公式サイト 教員・教員組織に関する方針 ・大学公式サイト 各学部・研究科の教員の編成方針
			(2) 各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）を適切に明示しているか。	A	「大学として求める教員像及び教員組織の編制方針」のもと、「各学部・研究科の教員の編成方針」を定め、大学公式サイトで公表している。					
602	教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。	A	(1) 大学全体及び学部・研究科等ごとの基幹教員・専任教員数は適切か。	A	【2025年5月1日現在】 英語英米文学専攻博士前期課程では、研究指導教員8名（うち教授数7名）、研究指導補助教員2名の合計10名であり、基準数5名（研究指導教員3名（うち教授数2名）、研究指導補助教員2名）を満たしている。 英語英米文学専攻博士後期課程では、研究指導教員6名（うち教授数6名）、研究指導補助教員1名の合計7名であり、基準数5名（研究指導教員3名（うち教授数2名）、研究指導補助教員2名）を満たしている。 日本語日本文学専攻博士前期課程では、研究指導教員7名（うち教授数5名）、研究指導補助教員0名の合計7名であり、基準数5名（研究指導教員3名（うち教授数2名）、研究指導補助教員2名）を満たしている。 日本語日本文学専攻博士後期課程では研究指導教員5名（うち教授数5名）、研究指導補助教員1名の合計1名であり、基準数5名（研究指導教員3名（うち教授数2名）、研究指導補助教員2名）を満たしている。 コミュニケーション学専攻博士前期課程では、研究指導教員10名（うち教授数9名）、研究指導補助教員3名の合計13名であり、基準数5名（研究指導教員2名（うち教授数2名）、研究指導補助教員3名）を満たしている。 コミュニケーション学専攻博士後期課程では、研究指導教員6名（うち教授数6名）、研究指導補助教員3名の合計9名であり、基準数5名（研究指導教員2名（うち教授数2名）、研究指導補助教員3名）を満たしている。			・教員組織は、教員組織の編制方針に沿って、どのように編制されているか。 ・教員数は各設置基準を満たし、教育研究上必要な規模の教員組織が編制されているか。 ・教員組織の年齢構成に、著しい偏りがないか。 ・教育研究上の必要性を踏まえ、教員組織は、教育と研究の成果を上げるうえで十分な教員で構成されているか。	14 設置基準上必要専任教員数の充足 〔学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程〕 ・専任教員数又は教授数が設置基準を満たしていない場合、是正勧告として指摘する。	■大学基礎データ（表4、表5） ・大学基礎データ（表4）「主要事業科目の担当状況（学士課程）」 ・大学基礎データ（表5）「専任教員年齢構成」 ・大学基礎データ（表1）「組織、設備等（教員組織）」

602	(つづき)		(2) 適切な教員組織編制のための措置を講じているか。 ・教員組織の編制に関する方針と教員組織の整合性 ・各学位課程の目的に即した教員配置 ・国際性、男女比 ・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮 ・教育上主要と認められる授業科目における基幹教員・専任教員の適正な配置（専任教員については教授又は准教授） ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置 ・教員の授業担当負担への適切な配慮 ・複数学部等の基幹教員を兼ねる者について、業務状況の適切性 ・他大学・企業等を兼務する基幹教員について、業務状況の適切性 ・教員と職員の役割分担、それぞれの責任の明確化と協働・連携	A	コースワーク、リサーチワークにわたり、開講科目全体のバランスに配慮しつつ専任教員が担当している。論文指導については研究指導教員が担当している。					参考 ■適切な教員組織編制のための取り組みを示す資料として、授業科目と担当教員の適合性を判断する制度及び判断した実例を示す資料や、国際性、男女比など教育研究上の特性を踏まえて取り組んでいる事実を示す資料などが考えられます。
			(3) 指導補助者を活用する場合、適切に行っているか。（資格要件、授業担当教員との責任関係や役割の明確化、指導計画の明確化等）	A	「ティーチング・アシスタントに関する内規」に基づき、適切に活用している。					
			(4) 学士課程における教養教育の運営体制は適切か。							
603	教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。	A	(1) 教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続を設定し規程を整備しているか。	A	人文科学研究科では、「人文科学研究科教員資格ガイドライン」を整備し、「大学院科目担当」「指導教授」の資格について、博士前期課程、博士後期課程それぞれにおいて規定している。			・教員の募集、採用、昇任等に関わる基準及び手続は、どのような内容か。 ・教員の募集、採用、昇任等において、公正性に対し、どのように配慮されているか。		■教員の募集、採用、昇任に関して定めた規程 ・大学教員区分及び資格基準 ・大学専任教員任用規程 ・文学部専任教員の任用に関する内規 ・音楽学部専任教員の任用に関する内規 ・国際交流学部専任教員の任用に関する内規 ・大学特任教授規程 ・大学任期付専任教員任用規程 ・大学任期付専任教員任用規程施行細則 ・外国語契約教員任用規程 ・語学教育担当嘱託教員任用規程 ・留学生担当嘱託教員任用規程 ・音楽学部嘱託教員任用規程 ・情報センター担当嘱託教員任用規程 ・客員教員規程 ・非常勤教員任用規程 ・大学院担当教員に関する内規
			(2) 規程に沿った教員の募集、採用、昇任等を実施しているか。	A	大学院担当教員の資格審査に必要がある場合は、人文科学研究科委員会のもとに資格審査委員会を設置し、「人文科学研究科教員資格ガイドライン」に基づき審査を行っている。					

604	ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。	A	(1) ファカルティ・ディベロップメント（FD）を組織的に実施しているか。	A	2024年度は、大学全体のファカルティ・ディベロップメント（FD）活動に参加したほか、2月25日に人文学科研究科独自のワークショップを開催し、今後の大学院教育の位置づけとあり方について話し合った。			・教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげるため、どのような取り組みが組織的に実施されているか。 ・教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るために、どのような取り組みが行われているか。 ・教育改善以外に、研究活動の活性化を図る取り組みや社会貢献等の教員に求められる諸活動についてその資質向上を図る取り組みがない場合は、改善課題として指摘する。 ・下記の3つの単位ごとに、固有のファカルティ・ディベロップメントが行われていない場合は、改善課題として指摘する。 学士課程全体又は各学部 修士課程・博士課程全体又は各研究科 専門職学位課程全体又は各研究科	15 ファカルティ・ディベロップメントの実施 ・ファカルティ・ディベロップメントが全く実施されていない場合は、是正勧告として指摘する。 ・教育改善以外に、研究活動の活性化を図る取り組みや社会貢献等の教員に求められる諸活動についてその資質向上を図る取り組みがない場合は、改善課題として指摘する。 ・下記の3つの単位ごとに、固有のファカルティ・ディベロップメントが行われていない場合は、改善課題として指摘する。 学士課程全体又は各学部 修士課程・博士課程全体又は各研究科 専門職学位課程全体又は各研究科	■大学としてのFDの考え方、実施体制、実施状況（参加率含む）が分かる資料 ・FD委員会規程 ・グローバル教養学部FD委員会規程 ・文学部・人文科学研究科FD委員会規程 ・音楽学部・音楽研究科FD委員会規程 ・国際交流学部・国際交流研究科FD委員会規程 ・大学公式サイト FD活動報告書 ・FD講演会・勉強会一覧
			(2) 教員の教育活動、研究活動、社会活動等を評価し、その結果を活用しているか。	A	「人文科学研究科教員資格ガイドライン」において、教員の研究活動、教育活動、社会活動を評価の対象とした、「博士前期課程科目担当」「博士前期課程指導教授」「博士後期課程科目担当」「博士後期課程指導教授」の各基準を設定している。					
			(3) 指導補助者に対する研修を実施しているか。	B	ティーチング・アシスタント、チューデント・アシスタントに対しては、科目担当教員が事前に指導している。					
605	教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	A	(1) 適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価を実施しているか。	A	教員・教員組織の適切性について、文学部では、2025年度第2回文学部主任等会議（2025年5月28日開催）及び2025年度第3回人文科学研究科委員会（2025年6月4日開催）において、点検・評価項目に従って、「2024年度自己点検・評価シート（大学基準6）」の記載内容をもとに点検・評価を行った。			・教員組織に関する自己点検・評価は、どのように行われているか（基準、体制、方法、プロセス等）。 ・上記の自己点検・評価結果に基づき、教員組織の改善・向上に向けた取り組みは、どのように行われているか。		参考 ■教員組織の適切性を検証したことを示す各種委員会、全学内部質保証推進組織等に関する資料、改善・向上に向けた取り組みが分かる資料などが考えられます。 ・自己点検・評価シート
			(2) 点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。	A						

2024年度自己点検・評価シート
(国際交流研究科)

基準1 (国際交流研究科)

大学基準1 理念・目的

大学は、自ら掲げる理念に基づき、人材育成の目的その他の教育研究上の目的を適切に設定し公表するとともに、それを実現するために将来を見据えた中・長期の計画そのたの諸施策を明確にしなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認 評価形式

評価 欄は「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

項目 №	点検・評価項目	評価	フェリスにおける点検項目（細目）	評価	現状説明	効果があがっている点	今後改善が必要な点	<参考> 評価者の観点	評価に係る各種指針	根拠資料
101	大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。	A	(1) 学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的が適切に設定されているか。	A	国際交流研究科では、教育研究目的（人材養成目的）を「国際交流の領域に関する理論及び応用を教授研究し、優れた研究能力を持つ研究者、高度に専門的な見識と能力を備えた職業人、グローバルゼーションの時代にふさわしい、専門分野の枠を越えた総合的知識を身に付けた社会人を養成する。」と定め、大学院学則第4条の2（3）に明示している。			・大学として掲げる理念は、どのような内容か。 ・教育研究活動等の諸活動を方向付ける大学としての目的及び学部・研究科における教育研究上の目的は、どのような内容か。 ・上記の学部・研究科の目的は、大学の理念・目的と連関しているか。 ・上記の大学及び学部・研究科の目的は、高等教育機関としてふさわしいものであり、かつ個性や特徴が示されているか。		■ 寄附行為又は定款 ・学校法人フェリス女学院寄附行為 ■ 学則、大学院学則又は教育研究上の目的を規定したその他の規程 ・フェリス女学院大学学則 ・フェリス女学院大学大学院学則
			(2) 大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性は適切か。	A	建学の精神及び教育理念のもと定められた大学院学則において、本大学院の使命、目的を掲げ、研究科としての教育研究目的を定めていることから、大学の理念・目的と研究科の目的は適切に連関している。					
102	大学の理念・目的及び学部・研究科等の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。	A	(1) 学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的を適切に明示しているか。	A	国際交流研究科の教育研究目的（人材養成目的）は、大学院学則第4条の2（3）に明示している。			・理念・目的は、学則又はこれに準ずる規則等に定められているか。 ・理念・目的は、どのような方法によって教職員及び学生に周知され、また、社会に対して公表されているか。 ・上記の周知・公表において、媒体や表現の工夫等により、情報の得やすさや理解しやすさに配慮されているか	1 大学の理念・目的の公表 ・大学の理念・目的を刊行物、ホームページ等のいずれの方法によっても公表していない場合は、是正勧告として指摘する。 2 学部・研究科等における教育研究上の目的の学則等への規定及び公表 ・教育研究上の目的を設定していない場合は、是正勧告として指摘する。 ・教育研究上の目的を設定しているが、これを学則等に規定していない場合は、改善課題として指摘する。 ・研究科において、修士課程・博士課程・専門職学位課程で教育研究上の目的を同一としている場合、それらはそれぞれ別のほうがより望ましいため、概評において上記課程ごとの目的の設定が望まれる旨を記述する。 ・教育研究上の目的を刊行物、ホームページ等のいずれの方法によっても公表していない場合は、是正勧告として指摘する。	■ 大学、学部・研究科を紹介するパンフレット ・大学案内 ・大学院案内 ■ 大学及び学部・研究科の理念・目的を公表しているウェブサイト ・大学公式サイト 人材養成目的及び三つの方針（学部全体）
			(2) 教職員、学生、社会に対して刊行物、ウェブサイト等により大学の理念・目的、学部・研究科の目的等を周知・公表しているか。	A	国際交流研究科の教育研究目的（人材養成目的）は『学生要覧』に掲載し、学生、教職員に周知している。 大学公式サイトにも掲載し、社会への周知を図っている。 受験生に対しては、『入学案内』に掲載することで周知を図り、理念・目的の理解向上に努めている。 【大学公式サイト】 https://www.ferris.ac.jp/academics/purpose/					
103	大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。	A	(1) 将来を見据えた中・長期の計画その他諸施策は設定されているか。	A	中期計画「21-25 PLAN」において、国際交流学部・国際交流研究科の事業を策定し、各学科、研究科の将来計画を実現するための教学改革プロジェクトに取り組んだ。			・中・長期の計画その他の諸施策は、どのような内容か。 ・上記の計画、施策等は、組織、財政等の資源の裏付けを伴うなど、理念・目的の達成に向けて、具体的なかつ実現可能な内容になっているか。		■ 中・長期計画、アクションプラン、具体的施策等 ・フェリス女学院中期計画2021-2025（2020年度版） ・フェリス女学院中期計画2021-2025（2021年度版） ・大学公式サイト 大学グランドデザイン『Ferris Univ. 2030』

2024年度自己点検・評価シート
(国際交流研究科)

基準3(国際交流研究科)

大学基準3 教育研究組織

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、教育研究組織を適切に整備しなければならない。

1.点検項目等に基づく状況確認 評価形式

評価 欄は「A: 適切に実行している」「B: 概ね実行している」「C: あまり実行していない」「D: 実行していない」の4段階で記入してください。

項目 №	点検・評価項目	評価	フェリスにおける点検項目（細目）	評価	現状説明	効果があがっている点	今後改善が必要な点	<参考> 評価者の観点	評価に係る各種指針	根拠資料
301	大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。	A	(1) 大学の理念・目的と学部（学科または課程）構成及び研究科（研究科または専攻）構成は適合しているか。	A	国際交流研究科（国際交流専攻）は、本大学院の目的及び課程の目的に基づき、国際交流学部（国際交流学科）を基礎として設置されている。2001年度に博士課程前期・及び後期を開設した。			・大学の理念・目的を踏まえ、また、学問の動向や社会的要請等に配慮したうえで、教育研究組織（学部・研究科や附置研究所、センター等）はどのように構成されているか。		■附置研究所、センターその他の組織等の設置趣旨や活動内容が分かる資料 ・全学教養教育機構（CLA）規程 ・キリスト教研究所規程 ・附属図書館規程 ・教職センター規程 ・情報センター規程 ・学生支援センター規程 ・国際センター規程 ・言語センター規程 ・宗教センター規程 ・ボランティアセンター規程 ・ジェンダースタディーズセンター規程 ・学修サポートセンター規程
			(2) 大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織は適合しているか。							■大学基礎データ（表1） ・大学基礎データ（表1）組織・設備等（教育研究組織）
			(3) 教職課程等を置く場合における全学的な実施組織の適切性							
			(3) 教育研究組織は学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等に適切に配慮しているか。	A	中期計画「21-25 PLAN」において、国際交流研究科の将来計画、人材養成目的を実現するための教学改革に取り組んでいる。中期計画は毎年、事業の経過とその成果を検証する機会を設けており、その作業をととして、学問の動向、社会的要請、大学を取りまく環境等の観点から、各学科のカリキュラム・組織体制について確認している。					
302	教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	A	(1) 適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価を実施しているか。	A	教育研究組織の適切性について、2025年度第2回国際交流学部主任等会議（2025年5月7日開催）及び2025年度第3回国際交流研究科委員会（2025年6月4日開催）において、点検・評価項目に従って、「2024年度自己点検・評価シート（大学基準3）」の記載内容をもとに点検・評価を行った。			・教育研究組織の構成に関する自己点検・評価は、どのように行われているか（基準、体制、方法、プロセス等）。 ・上記の自己点検・評価結果に基づき、教育研究組織の改善・向上に向けた取り組みは、どのように行われているか（組織の設置・改編、センターにおける新規事業の導入等）。		参考 ■学部・研究科構成、附置研究所等の役割等の適切性を検証したことを示す各種委員会、全学内部質保証推進組織等に関する資料、改善・向上に向けて取り組んだことが分かる資料などが考えられます。 ・自己点検・評価シート
			(2) 点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。	A	点検・評価結果をもとに教育研究組織の適切性を維持し改善する取り組みを行っている。					

2024年度自己点検・評価シート
(国際交流研究科)

基準4(国際交流研究科)

大学基準4 教育課程・学習成果

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を定め、公表しなければならない。また、教育課程の編成・実施方針に則して、十分な教育上の成果を上げるための教育内容を備えた体系的な教育課程を編成するとともに、効果的な教育を行うための様々な措置を講じ、学位授与を適切に行わなければならない。さらに、学位授与方針に示した学習成果の修得状況を把握し評価しなければならない。

1.点検項目等に基づく状況確認 評価形式

評価 欄は「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

項目 №	点検・評価項目	評価	フェリスにおける点検項目（細目）	評価	現状説明	効果があがっている点	今後改善が必要な点	<参考>評価者の観点	評価に係る各種指針	根拠資料
401	授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。	A	（1）課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識・技能・態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針を適切に設定し（授与する学位ごと）公表しているか。	A	■大学院要覧、大学公式webサイトに各研究科のディプロマ・ポリシーとして明記している。【学生要覧、大学公式webサイト】			・学位授与方針は、原則として、授与する学位ごとに設定されているか。 ・上記の方針は、修得すべき知識、技能、態度等の学習成果が明確に示され、授与する学位にふさわしい内容となっているか。 ・上記の方針は、どのような方法によって公表されているか。 ・上記の方針の公表において、媒体や表現の工夫等により、情報の得やすさや理解しやすさに配慮されているか。	7 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の公表 ・学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を設定していない場合は、是正勧告として指摘する。 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針は、原則として授与する学位ごと（分野と学位課程種）に設定することが求められる。 ただし、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の設定が、学部・学科、研究科・専攻ごとなどであっても、内容が当該学部・学科、研究科・専攻等が授与する学位に即したものであれば、ただちに提言の対象とはしない。 ・学位授与方針に、修得すべき知識、技能、能力など当該学位にふさわしい学習成果を示していない場合は、改善課題として指摘する。 学位授与方針に、卒業要件、修了要件が含まれていない場合であっても、別途示していれば問題としない（概評にも記述しない）。 学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針が、内容において一貫していないと判断される場合は、基準2の概評で指摘する（問題の程度によっては、改善課題又は是正勧告を付すことも可）。	■学位授与方針を公表しているウェブサイト ・大学公式サイト 人材養成目的及び三つの方針（学部全体） ・大学公式サイト 英語英米文学科の人材養成目的及び三つの方針 ・大学公式サイト 日本語日本文学科の人材養成目的及び三つの方針 ・大学公式サイト コミュニケーション学科の人材養成目的及び三つの方針 ・大学公式サイト 音楽芸術学科の人材養成目的及び三つの方針 ・大学公式サイト 演奏学科の人材養成目的及び三つの方針 ・大学公式サイト 国際交流学科の人材養成目的及び三つの方針 ・大学公式サイト 英語英米文学専攻の人材養成目的及び三つの方針 ・大学公式サイト 日本語日本文学専攻の人材養成目的及び三つの方針 ・大学公式サイト コミュニケーション学専攻の人材養成目的及び三つの方針 ・大学公式サイト 音楽芸術専攻の人材養成目的及び三つの方針 ・大学公式サイト 演奏専攻の人材養成目的及び三つの方針 ・大学公式サイト 国際交流専攻の人材養成目的及び三つの方針
402	授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。	A	（1）下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針を設定し公表しているか。（授与する学位ごと） ・教育課程の体系、教育内容 ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等	A	■大学院要覧、大学公式webサイトに各研究科のカリキュラム・ポリシーとして明記している。【大学院要覧、大学公式webサイト】			・教育課程の編成・実施方針は、原則として、授与する学位ごとに設定されているか。 ・上記の方針は、教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態など、教育についての基本的な考え方が明確に示されているか。 ・上記の方針は、学位授与方針に整合しているか。 ・上記の方針は、どのような方法によって公表されているか。 ・上記の方針の公表において、媒体や表現の工夫等により、情報の得やすさや理解しやすさに配慮されているか。	・教育課程の編成・実施方針に、教育課程の編成に関する基本的な考え方又は実施に関する基本的な考え方のうち、いずれか一方が示されていない場合は、改善課題として指摘する。 ・学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を刊行物、ホームページ等のいずれの方法によっても公表していない場合は、是正勧告として指摘する。	■教育課程の編成・実施方針を公表している・大学公式サイト 401の根拠資料「学位授与方針」と同じページ
			（2）教育課程の編成・実施方針と学位授与方針とは適切な連関性があるか。	A	■カリキュラム・ポリシーに基づき開講する各科目は、シラバスにおいてディプロマ・ポリシーに基づく到達目標の設定という形で連関性を確保している【シラバス、シラバス執筆要領】					

403	教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。	A	(1) 各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置を講じているか。 ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性 ・教育課程の編成にあたっての順次性・体系性への配慮 ・授業期間の適切な設定 ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定 ・個々の授業科目の内容・方法 ・授業科目の位置づけ（必修、選択等） ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定 ・初年次教育、高大接続への配慮（【学士】【学専】） ・教養教育と専門教育の適切な配置（【学士】） ・コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等（【修士】【博士】）	A	■カリキュラム・ポリシーに基づき、毎年度科目の改廃を実施している。 ■科目の改廃にあたっては科目設置の目的、内容・授業方法の概要、科目区分、単位数、履修年次を明記した資料により大学教務委員会で審議する。 【大学教務委員会資料】 ■修士課程・博士課程では各専攻においてコースワーク（研究科目）とリサーチワーク（演習科目）を設け、両科目の修得を課している。【大学院要覧】			・全学的に見て、学部・研究科の教育課程は、どのように編成されているか。 その根拠として、下記の実際の状況も確認する。 ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性 ・当該学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時の学習成果と、各授業科目との関係の明確性 ・専門分野の学問の体系を考慮した教育課程編成 ・学習の順次性に配慮した各授業科目の年次・学期配当 ・各学部・研究科における教育課程の編成について、全学内部質保証推進組織等の全学的な組織はどのように運営・支援し、その適切性を担保しているか。		■履修要項、シラバス ・学生要覧 ・大学院要覧 ・シラバス検索画面 参考 ■教育課程の体系性を示す資料としては、カリキュラム・マップ、学協会等が定めるモデルカリキュラムとの関係性を示した資料などが考えられます。 参考 ■当該学位課程に相応しい内容であることを示す資料としては、学外者による評価結果など、教育課程の適切性を第三者的に示す資料などが考えられます。
			(2) 学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育を適切に実施しているか。	A	■自立した研究者、専門職に必要な技能、知識を備えさせることをディプロマ・ポリシーとし、そのために必要な科目をカリキュラム・ポリシーの基に開講している。 ■特に博士前期課程、博士後期課程ともに国際機関、政府機関、非政府組織等での活動によって知見・経験をえる「国際交流実務研修」を開講している。					
404	学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。	A	(1) 各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための措置を講じているか。 ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの登録単位数の上限設定等） ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容・方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法・基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等） ・授業の内容、方法等を変更する場合における適切なシラバス改訂と学生への周知 ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法（教員・学生間や学生同士のコミュニケーション機会の確保、グループ活動の活用等） ・学習の進捗と学生の理解度の確認 ・授業の履修に関する指導、その他効果的な学習のための指導 ・授業外学習に資する適切なフィードバックや、量的・質的に適当な学習課題の提示 ＜学士課程＞ ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数 ＜学士課程＞ ・適切な履修指導の実施 ＜修士課程・博士課程＞ ・研究指導計画（研究指導の内容・方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施	A	■シラバスは各科目担当部署において確認をし、カリキュラムとの整合性を担保している。【「2024年度開講科目のシラバス点検について（依頼）」2024年2月13日発信 ■教員向けの「シラバス（授業計画）作成要領」において、原則としてシラバス公開後の変更はできないこととしている。学生には履修登録をする前に、必ずシラバスを確認するように周知している。シラバスにはフィードバックの方法を記入することとして、教員・学生間のコミュニケーション機会を確保している。また、最終的に目的・目標が達成できるよう進捗状況や理解度、授業期間中の授業アンケート等を確認しながら授業計画や方法等を適宜見直すことが重要である旨周知している。なお、授業外学習を促す手がかりとするため、シラバスにおける「テキスト」もしくは「参考資料」のいずれか一方は必ず記載することとしており、履修者の自発的な取り組みのために必ず具体的な資料名を指示することとしている。 ■大学院要覧「カリキュラムの説明」及び「履修の説明」において各課程の研究指導計画を明示し、これに基づき指導を実施している。【大学院要覧】			・全学的に見て、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための措置として、どのような方法が取られているか。 その根拠として、下記の実際の状況も確認する。 ・教育課程の編成・実施方針と教育方法の整合性 ・当該学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果に応じた授業形態、授業方法の採用とその実施 ・1授業当たりの適切な学生数の設定と運用 ・シラバスの作成と活用 ・履修指導 ・単位の実質化（単位制度の趣旨に沿った学習時間、学習内容の確保）を図る措置 ・各学部・研究科における教育方法の導入、教育の実施について、全学内部質保証推進組織等の全学的な組織は、どのように運営・支援し、その適切性を担保しているか。	8 履修登録単位数の上限設定（学士課程） ・単位の実質化を図る措置が不十分な場合は、改善課題として指摘する（すべての学位課程）。 単位の実質化を図る措置としては、教育課程上の配慮、成績評価の厳格性の確保、授業時間外に必要な学習の促進等の取り組みのほか、学士課程に関しては履修登録単位の上限設定（年間50 単位未満で設定していることを目安とする）が該当する。 履修登録単位の上限を設定していても、一部の科目を対象外としており、これらを含めると実態として上記の目安を超えて履修している学生が相当数いる場合は、単位の実質化を図るその他の措置が十分かを確認したうえで、問題があれば改善課題として指摘する。 卒業予定年次の学生等を対象に履修登録単位数の上限を設けない、あるいは設けても弾力的措置をとっている場合もありうるが、これらについても例外とせず、単位の実質化を図る措置を十分に見極めたうえで、問題があれば、改善課題として指摘する。 単位の実質化を図る措置のうち履修登録単位の上限設定は主要なものと考えられるが、その実施を一律には求めない。 以下の場合、これに該当する学生数が適正な範囲であるかなど、制度の運用実態に十分な注意を払う必要がある。 大学設置基準第27 条の2 第2 項又は専門職大学設置基準第23条第2項の規定に基づき、成績優秀者に対して履修登録単位数の上限を緩和又は適用外としている場合。 その他学内の規定に基づき学部長や学科長等による許可のもと履修登録単位数の上限を緩和又は適用外としている場合。 履修登録単位数の上限設定については、編入学生に対する場合も同様とする。 9 1 学期の授業期間と単位計算 ・授業期間が必ずしも15 週である必要はない。ただし、授業における学生の学習時間が十分に確保されていない場合は、改善課題として指摘する。 ・単位計算が不適切である場合は、是正勧告として指摘する。	■授業期間、単位計算及び履修登録単位の上限を定めた学則等の資料 ・フェリス女学院大学学則 ・フェリス女学院大学大学院学則 ・学生要覧 ・大学院要覧 ■履修要項、シラバス ・学生要覧 ・大学院要覧 ・シラバス検索画面 ＜修士課程、博士課程＞ ■研究指導の内容・方法、年間スケジュールを示した資料 ・大学院要覧 参考 ■学生の学習の活性化を図る取り組みを示す資料として、学生の能動的参加を促す授業方法、学習支援ツールや履修指導等のガイダンス資料などが考えられます。また、その効果を示す資料として、授業時間外における学習時間の状況に関する資料などが考えられます。 ・大学公式サイト「シラバス」 https://www.ferris.ac.jp/departments/syllabus/ ・学修行動調査結果

405	成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。	A	(1) 成績評価及び単位認定を適切に行うための措置を講じているか。 ・単位制度の趣旨に基づく単位認定	■成績評価基準は大学院要覧に定め、各科目での具体的成績評価については、シラバスの「到達目標」「成績評価基準」「成績評価方法」に明記している。【大学院要覧、シラバス】			・全学的に見て、学部・研究科における成績評価、単位認定及び学位授与は、どのように行われているか。 その根拠として、下記の実際の状況も確認する。 ・厳正かつ適正な成績評価及び単位認定の実施 ・既修得単位等の適切な認定 ・学位授与における実施手続及び体制の明確性	10 卒業・修了要件の設定及び明示 ・卒業・修了の要件を明確にし、刊行物、ホームページ等のいずれの方法によっても、あらかじめ学生に明示していない場合は、是正勧告として指摘する。 ・既修得単位として認定する単位数の上限が、設置基準で認められている数を超えている場合は、是正勧告として指摘する。	■卒業・修了の基準、判定方法、体制等を明らかにした規程類 ・フェリス女学院大学学則 ・フェリス女学院大学大学院学則 ・学位規則 ・学生要覧 ・大学院要覧 ■履修要項など成績評価方法、基準をあらかじめ学生が理解するための資料 ・学生要覧 ・大学院要覧 ■履修要項など卒業要件、修了要件をあらかじめ学生が理解するための資料 ・学生要覧 ・大学院要覧
			・既修得単位の適切な認定	A ■既修得単位については、博士前期課程において他の単位認定と合わせて10単位までを認定可としている。【大学院学則、大学院要覧】					
			・成績評価の客観性・厳格性を担保するための措置	■成績評価基準は大学院要覧に定め、各科目での具体的成績評価については、シラバスの「到達目標」「成績評価基準」「成績評価方法」に明記している。【大学院要覧、シラバス】			・各学部・研究科における成績評価、単位認定及び学位授与について、全学内部質保証推進組織等の全学的な組織はどのように運営・支援し、その適切性を担保しているか。		
			・卒業・修了要件の明示	■修了要件を大学院要覧に明記している。【大学院要覧】					
			(2) 学位授与を適切に行うための措置を講じているか。 ・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表 ・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置 ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示 ・適切な学位授与	A ■各専攻各課程は学位論文審査基準を定め、大学院要覧に明記している。【大学院要覧】 ■学位審査は研究科委員会の下に最低3名の教員で構成する審査委員会が審査し、審査委員会は審査結果を研究科委員会に報告し、修了判定を行う。【学位規則】 ■特に博士後期課程においては、最低1名の学外者を審査委員とすることとし、客観性を担保している。【学位規則】 ■学位授与に係る手続は大学院要覧に明記している。【大学院要覧】			11 研究指導計画及び学位論文審査基準の明示（修士・博士課程） ・各研究科の学位課程ごとに、研究指導の方法やスケジュールをあらかじめ定めていない場合は、是正勧告として指摘する。 ・上記の内容を刊行物、ホームページ等のいずれの方法によっても、あらかじめ学生に明示していない場合は、改善課題として指摘する。 ・各研究科の学位課程ごとに、学位論文や特定の課題についての研究の成果の審査基準をを 刊行物、ホームページ等のいずれの方法によっても 公表していない場合は、是正勧告として指摘する。 ・審査基準を公表していても文書等 によってあらかじめ学生に明示していない場合は、改善課題として指摘する。		
406	学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。	A	(1) 各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標を適切に設定しているか。（特に専門的な職業との関連性が強いものにあっては、当該職業を担うのに必要な能力の修得状況を適切に把握できるもの。）	A ■学位申請論文の評価によって分野の特性に応じた学習成果を測定している。			・全学的に見て、学位授与方針に示した学生の学習成果は、どのような方法で測定されているか。 その根拠として、下記の実際の状況も確認する。 ・専門分野の性質、学生に求める学習成果の内容に応じた把握・評価の方法や指標の導入と運用 ・当該職業を担うのに必要な能力の修得状況の把握（特に専門的な職業との関連性が強い教育課程の場合） ・学習成果を測定するにあたり、全学内部質保証推進組織等の全学的な組織は、どのように運営・支援しているか。	●【基準4】学位授与方針に定めた学習成果の測定 ・学習成果の測定方法が決まっておらず、検討もしていない場合は、是正勧告として指摘する。 ・検討は始まっているが、まだ学習成果の測定方法は決められていない、又は、学位授与方針に示した学習成果と測定方法の関係性が不明瞭で、多角的かつ適切に学習成果を測定しているとは言えない場合は、改善課題として指摘する。 測定方法の検討がある程度進んでおり、近い将来成果を測定できることが見込める場合は、提言を付さず概評でその実行を促す。	参考 ■卒業生調査の調査票やループリックなど、学習成果の把握に用いている資料、その運用が分かる資料などが考えられます。 ・学修行動調査結果 ・授業アンケート結果 ・卒業生アンケート結果 参考 ■学習成果を把握し評価する学内組織に関する資料など、学習成果の把握・評価にあたる体制が分かる資料などが考えられます。 ・大学FD委員会記録 ・大学教務委員会記録
			(2) 学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握・評価するための方法を開発しているか。 学習成果の測定方法例 ・アセスメント・テスト ・ループリックを活用した測定 ・学習成果の測定を目的とした学生調査 ・卒業生、就職先への意見聴取	A ■学位授与にあたっては最終試験を課し、課程を通じた学習成果の把握、評価を行っている。 ■大学院における学修成果の把握にあたっては論文審査等となり、学位論文審査基準等を定めているが、「学位授与方針に示した学習成果の測定」という観点で不足している点については、修士論文・博士論文等におけるループリック等を作成し対応することを確認し、2024年度からループリックの活用を開始した。					
407	教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	A	(1) 適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価を実施しているか。 ・学習成果の測定結果の適切な活用	A 所管部門からの検証資料を受け、国際交流研究科としては、2025年度第3回国際交流学部主任等会議（2025年6月4日開催）及び2025年度第3回国際交流研究科委員会（2025年6月4日開催）において、「2024年度自己点検・評価シート（大学基準4）」の記載内容をもとに教育課程及びその内容、方法の適切性について点検・評価を行った。			・教育課程及びその内容、方法の自己点検・評価は、どのように行われているか（基準、体制、方法、プロセス等）。		参考 ■学習実態の把握とそれに基づく改善・向上の取り組みを示す資料や、教授会や教育の運用にあたる各種委員会、全学内部質保証推進組織等の活動が分かる資料などが考えられます。 ・大学FD委員会記録 ・大学教務委員会記録 ・全学教養教育機構会議記録 ・自己点検・評価シート
			(2) 学習成果の測定結果を適切に活用しているか。	A ■毎年度提出を課している研究報告及び研究計画書により、指導教授が適切な指導を行えるようにしている。			・上記の自己点検・評価結果に基づき、教育課程及びその内容、方法の改善・向上に向けた取り組みは、どのように行われているか。 ・上記において、学習成果の測定結果は、教育課程及びその内容、方法の改善にどのように活用されているか。		
			(3) 点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。	A ■教員は授業アンケートの結果を確認し、各担当授業の改善、学生への応答を各授業内で行うとともに、これを授業改善計画という形で学内に公表している。【大学FD委員会資料】					

2024年度自己点検・評価シート
(国際交流研究科)

基準5 (国際交流研究科)

大学基準5 学生の受け入れ

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学生の受け入れ方針を定め、公表するとともに、その方針に沿って学生の受け入れを公正に行わなければならない。

1. 点検項目等に基づく状況確認 評価形式

評価 、 欄は「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

項目 №	点検・評価項目	評価	フェリスにおける点検項目（細目）	評価	現状説明	特に効果があがっている点	今後改善が必要な点	<参考> 評価者の観点	評価に係る各種指針	根拠資料
501	学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。	A	(1) 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表がされているか。	A	ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを踏まえた学生の受け入れ方針を設定し、本学公式サイト及び学生募集要項にて公表を行っている。			・学生の受け入れ方針は、少なくとも学位課程ごと（学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程）に設定されているか。 ・上記の方針には、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法が明確に示されているか。 ・上記の方針は、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針に整合しているか。 ・上記の方針は、どのような方法によって公表されているか。 ・上記の方針の公表において、媒体や表現の工夫等により、情報の得やすさや理解しやすさに配慮されているか。	12 学生の受け入れ方針の公表 ・学生の受け入れ方針を設定していない場合は、是正勧告として指摘する。 学生の受け入れ方針は、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針との一貫性が明確であれば、必ずしも授与する学位の分野ごとに設定されていなくてもよい。ただし、異なる学位課程（学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程）で同一の方針とすることはできない。 ・学生の受け入れ方針を刊行物、ホームページ等のいずれの方法によっても公表していない場合は、是正勧告として指摘する。 ・学生の受け入れ方針に、求める学生像を示していない場合は、改善課題として指摘する。 学生の受け入れ方針に、入学前の学習歴、学力水準、能力が含まれていない場合であっても、提言せずに概評で指摘する。	■ 入学試験要項 （一般入試・共通テスト利用入試、秋期特別入試・公募制推薦入試・帰国生徒入試・社会人入試、指定校推薦入試、留学生入試、編入学試験、大学院入試） ■ 学生の受け入れ方針を公表しているウェブサイト ・大学公式サイト 人材養成目的及び三つの方針（学部全体） ・大学公式サイト 各学科の人材養成目的及び三つの方針 ・大学公式サイト 大学院各専攻の人材養成目的及び三つの方針
			(2) 下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針を設定しているか。 ・入学前の学習歴・学力水準・能力等の求める学生像 ・入学希望者に求める水準等の判定方法	A	学生の受け入れ方針においては、本学が受験生に対して入学前に求める水準や意欲・学生像について明記している。また、本学が発行する入試広報媒体においても抜粋版及び本学公式サイトのURLを公表し、より情報にアクセスしやすい状況に配慮している。					
502		A	(1) 学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度を適切に設定しているか。	A	学生の受け入れ方針に基づいた学生の募集方法を設定し、入試MM委員会・各研究科委員会にて検討・審議を行っている。			・入学者選抜は、学生の受け入れ方針に沿って、どのように制度化されているか。 ・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供はどのように行われているか。 <2020年3月追加項目> ・入学者選抜の運営体制は、どのように整備されているか。 ・上記の運営体制のもと、入学者選抜は公正に実施されているか。 ・入学者選抜の結果、方針に沿った学生を受け入れているか。		■ 入学試験要項 （一般入試・共通テスト利用入試、秋期特別入試・公募制推薦入試・帰国生徒入試・社会人入試、指定校推薦入試、留学生入試、編入学試験、大学院入試）
			(2) 授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供を行っているか。	A	本学公式サイトに公表されており、受験生応援サイトでも「よくある質問」として情報提供を行っている。その他同様の内容を大学案内パンフレットにも掲載している。					
			(3) 入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制を適切に整備しているか。	A	入学者選抜に関わる事項は各学部入試委員会及び入試MM委員会にて議論されている。入学者選抜の合否を決定する際は、研究科において開催される合格者原案作成委員会の議を経て研究科委員会で審議を行っている。					
			(4) 公正な入学者選抜を実施しているか。 ・オンラインによる入学者選抜を行う場合における公正な実施	A	入学者選抜は、学内諸規程及び関連委員会での審議に基づいて、上記の運営体制にて公正に実施している。					■ 入学者選抜に係る規程 ・大学入試委員会規程 ・入試MM委員会規程 ・文学部入試委員会規程 ・音楽学部入試委員会規程 ・国際交流学部入試委員会規程
			(5) 入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜を実施しているか。 ・オンラインによって入学者選抜を行う場合における公平な受験機会の確保（受験者の通信状況の配慮等）	A	本学公式サイトに「受験上の配慮等」として受験時及び入学後の生活について事前に相談を受けつける体制を公表しており、相談内容に応じて学内関係部署と協議の上、合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜を実施している。					

503	適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。	C	(1) 入学定員及び収容定員を適切に設定した 在籍学生数を適切に管理しているか。 < 学士課程 > ・ 入学定員に対する入学者数比率 < 学士課程 > ・ 編入学定員に対する編入学生数比率 < 学士課程 > ・ 収容定員に対する在籍学生数比率 < 学士課程 > ・ 収容定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応 < 修士・博士・専門職学位課程 > ・ 収容定員に対する在籍学生数比率	C	収容定員を満たしていないため、引き続き収容定員を満たすために改善の検討を進めていく。			・ 学士課程全体及び各学部・学科並びに各研究科・専攻の入学者数は、入学定員に対して適正な数となっているか。 ・ 学士課程全体及び各学部・学科並びに各研究科・専攻の在籍学生数は、収容定員に対して適正な数を維持しているか。 ・ 収容定員に対し、在籍学生数が大幅に超過している場合、どのような対策が検討、実施されているか。 ・ 収容定員に対し、在籍学生数が充足していない場合、どのような対策が検討、実施されているか。	13 定員管理 [学士課程] ・ 学部又は学科における入学定員充足率の5年平均又は収容定員充足率が【表1】の目安に抵触している場合は、該当する学部又は学科を取り上げながら、学士課程全体の定員管理の問題として提言を付す。 ・ 学士課程全体の収容定員充足率が【表1】(定員超過の場合は「左記以外の分野」の欄を適用)の目安に抵触している場合は、上記の提言とあわせて該当する提言を付す。 【表1】 定員超過： ・ 1.25以上・・・改善課題 ・ 1.30以上・・・是正勧告 定員未充足 ・ 0.90未満・・・改善課題 ・ 0.80未満・・・是正勧告 [修士・博士・専門職学位課程] ・ 研究科における収容定員充足率が、【表3】の目安に抵触している場合は、該当する研究科を取り上げながら、大学院全体の問題として該当する提言を付す。 【表3】 定員超過： ・ 2.00以上・・・改善課題 定員未充足： ・ 修士課程 0.50未満・・・改善課題 ・ 博士課程 0.33未満・・・改善課題	■ 大学基礎データ(表2、表3) ・ 大学基礎データ(表2)「学生」 ・ 大学基礎データ(表3)「学部・学科、研究科における志願者・合格者・入学者の推移」
504	学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	A	(1) 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価を行っているか。	A	学生の受け入れの適切性について、2025年度第1回入試MM委員会(2025年4月16日開催)において、前年度入試データや各種企画実施報告資料に基づき、結果検証を行っている。			・ 学生の受け入れに関する自己点検・評価は、どのように行われているか(基準、体制、方法、プロセス等)。 ・ 上記の自己点検・評価結果に基づき、学生の受け入れの改善・向上に向けた取り組みは、どのように行われているか		参考 ■ 入試制度・体制の改善事実を示す資料や、学生の受け入れの適切性について検証し、改善・向上に向けて取り組んだことを示す入試委員会、全学内部質保証推進組織等の資料などが考えられます。 ・ 自己点検・評価シート
			(2) 点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。	A	入試MM委員会構成員を中心に広報活動や入試制度の見直しを都度協議している。					

2024年度自己点検・評価シート
(国際交流研究科)

基準6(国際交流研究科)

大学基準6 教員・教員組織

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、求める教員像や教員組織の編制方針を明確にし、それに基づく教員組織を適切に整備するとともに、絶えず教員の資質向上に取り組まなければならない。

1.点検項目等に基づく状況確認 評価形式

評価 欄は「A: 適切に実行している」「B: 概ね実行している」「C: あまり実行していない」「D: 実行していない」の4段階で記入してください。

項目 №	点検・評価項目	評価	フェリスにおける点検項目（細目）	評価	現状説明	効果があがっている点	今後改善が必要な点	<参考>評価者の観点	評価に係る各種指針	根拠資料
601	大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。	A	(1) 下記内容を含む大学として求める教員像を設定しているか。 ・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等	A	【参考】大学全体の記述 「フェリス女学院大学の教育研究活動の方針」の中で「教員・教員組織に関する方針」を定め、大学公式サイトに掲載している。求める教員像については、「建学の精神及び教育理念を理解し、変化する社会に対応できる資質を有し、優れた教育力と研究能力を兼ね備えた人材」とし、教員組織の編成に当たっては、「長期的な計画のもと、教員の年齢構成・ジェンダーバランス・国際性等に配慮する」ことを定めている。また、各学位課程における専門分野に関する能力については、「各学部・研究科では、それぞれのディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）にかなった教育に必要な教員組織を目指すとともに、少人数教育を可能にする教員数の確保にもつとめる」としている。			・教員組織の編制方針は、どのような内容か。 ・大学として求める教員像は、どのような内容か。 ・上記の方針及び求める教員像は、どのように学内で共有されているか。		■大学として求める教員像、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在等について大学としての考え方を明らかにし学内で共有した資料 ・各学部・研究科「教員の編成方針」（教授会資料） ・大学公式サイト 教員・教員組織に関する方針 ・大学公式サイト 各学部・研究科の教員の編成方針
			(2) 各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）を適切に明示しているか。	A	「大学として求める教員像及び教員組織の編制方針」のもと、「各学部・研究科の教員の編成方針」を定め、大学公式サイトで公表している。					
602	教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。	A	(1) 大学全体及び学部・研究科等ことの基幹教員・専任教員数は適切か。	A	【2025年5月1日現在】 国際交流研究科国際交流専攻博士前期課程では、研究指導教員20名（うち教授数15名）、研究指導補助教員0名の合計20名であり、基準数9名（研究指導教員6名（うち教授数6名）、研究指導補助教員3名）を満たしている。 国際交流研究科国際交流専攻博士後期課程では、研究指導教員10名（うち教授数10名）、研究指導補助教員3名の合計13名であり、基準数9名（研究指導教員6名（うち教授数6名）、研究指導補助教員3名）を満たしている。			・教員組織は、教員組織の編制方針に沿って、どのように編制されているか。 ・教員数は各設置基準を満たし、教育研究上必要な規模の教員組織が編制されているか。 ・教員組織の年齢構成に、著しい偏りがないか。 ・教育研究上の必要性を踏まえ、教員組織は、教育と研究の成果を上げるうえで十分な教員で構成されているか。	14 設置基準上必要専任教員数の充足 [学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程] ・専任教員数又は教授数が設置基準を満たしていない場合、是正勧告として指摘する。	■大学基礎データ（表4、表5） ・大学基礎データ（表4）「主要事業科目の担当状況（学士課程）」 ・大学基礎データ（表5）「専任教員年齢構成」 ・大学基礎データ（表1）「組織、設備等（教員組織）」
			(2) 適切な教員組織編制のための措置を講じているか。 ・教員組織の編制に関する方針と教員組織の整合性 ・各学位課程の目的に即した教員配置 ・国際性、男女比 ・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮 ・教育上主要と認められる授業科目における基幹教員・専任教員の適正な配置（専任教員については教授又は准教授） ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置 ・教員の授業担当負担への適切な配慮 ・複数学部等の基幹教員を兼ねる者について、業務状況の適切性 ・他大学・企業等を兼務する基幹教員について、業務状況の適切性 ・教員と職員の役割分担、それぞれの責任の明確化と協働・連携	A	各分野の研究科目を専任教員が担当している。論文指導については研究指導教員が担当している。					
			(3) 指導補助者を活用する場合、適切に行っているか。（資格要件、授業担当教員との責任関係や役割の明確化、指導計画の明確化等）	A	「ティーチング・アシスタントに関する内規」に基づき、適切に活用している。					
			(4) 学士課程における教養教育の運営体制は適切か。							
										参考 ■適切な教員組織編制のための取り組みを示す資料として、授業科目と担当教員の適合性を判断する制度及び判断した実例を示す資料や、国際性、男女比など教育研究上の特性を踏まえて取り組んでいる事実を示す資料などが考えられます。

603	教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。	A	(1) 教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続を設定し規程を整備しているか。	A	国際交流研究科では、「国際交流研究科授業科目担当者及び指導教授教員資格審査ガイドライン」を整備し、博士前期課程における「授業科目担当教員・指導教授の資格」、博士後期課程における「授業科目担当教員の資格」「指導教授の資格」について規定している。			・教員の募集、採用、昇任等に関わる基準及び手続は、どのような内容か。 ・教員の募集、採用、昇任等において、公正性に対し、どのように配慮されているか。		■教員の募集、採用、昇任に関して定めた規程 ・大学教員区分及び資格基準 ・大学専任教員任用規程 ・文学部専任教員の任用に関する内規 ・音楽学部専任教員の任用に関する内規 ・国際交流学部専任教員の任用に関する内規 ・大学特任教授規程 ・大学任期付専任教員任用規程 ・大学任期付専任教員任用規程施行細則 ・外国語契約教員任用規程 ・語学教育担当嘱託教員任用規程 ・留学生担当嘱託教員任用規程 ・音楽学部嘱託教員任用規程 ・情報センター担当嘱託教員任用規程 ・客員教員規程 ・非常勤教員任用規程 ・大学院担当教員に関する内規
			(2) 規程に沿った教員の募集、採用、昇任等を実施しているか。	A	大学院担当教員の資格審査に必要がある場合は、国際交流研究科委員会のもとに資格審査委員会を設置し、「国際交流研究科授業科目担当者及び指導教授 教員資格審査ガイドライン」に基づき審査を行っている。					
604	ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。	A	(1) ファカルティ・ディベロップメント（FD）を組織的に実施しているか。	A	2024年6月26日（水）に、研究科委員会のFD勉強会を開催した。2024年度の勉強会では、今後の大学院生の指導について各教員の経験等を共有し、検討課題などについて意見交換を行った。			・教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげるため、どのような取り組みが組織的に実施されているか。 ・教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るために、どのような取り組みが行われているか。 ・教育活動、研究活動等の活性化を図る取り組みとして、教員の業績評価はどのように位置づけられ、実施されているか。	15 ファカルティ・ディベロップメントの実施 ・ファカルティ・ディベロップメントが全く実施されていない場合は、是正勧告として指摘する。 ・教育改善以外に、研究活動の活性化を図る取り組みや社会貢献等の教員に求められる諸活動についてその資質向上を図る取り組みがない場合は、改善課題として指摘する。 ・下記の3つの単位ごとに、固有のファカルティ・ディベロップメントが行われていない場合は、改善課題として指摘する。 学士課程全体又は各学部 修士課程・博士課程全体又は各研究科 専門職学位課程全体又は各研究科	■大学としてのFDの考え方、実施体制、実施状況（参加率含む）が分かる資料 ・FD委員会規程 ・グローバル教養学部FD委員会規程 ・文学部・人文科学研究科FD委員会規程 ・音楽学部・音楽研究科FD委員会規程 ・国際交流学部・国際交流研究科FD委員会規程 ・大学公式サイト FD活動報告書 ・FD講演会・勉強会一覧
			(2) 教員の教育活動、研究活動、社会活動等を評価し、その結果を活用しているか。	A	「大学院国際交流研究科授業科目担当者及び指導教授 教員資格審査ガイドライン」において、教員の研究活動、教育活動、社会活動を評価の対象とした、「博士前期課程 授業科目担当教員・指導教授の資格」「博士後期課程 授業科目担当教員の資格」「博士後期課程 指導教授の資格」の各基準を設定している。					
			(3) 指導補助者に対する研修を実施しているか。	B	ティーチング・アシスタントに対しては、科目担当教員が事前に指導している。					
605	教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	A	(1) 適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価を実施しているか。	A	教員・教員組織の適切性について、国際交流研究科では、2025年度第2回国際交流学部主任等会議（2025年5月7日開催）及び2025年度第3回国際交流研究科委員会（2025年6月4日開催）において、点検・評価項目に従って、「2024年度自己点検・評価シート（大学基準6）」の記載内容をもとに点検・評価を行った。			・教員組織に関する自己点検・評価は、どのように行われているか（基準、体制、方法、プロセス等）。 ・上記の自己点検・評価結果に基づき、教員組織の改善・向上に向けた取り組みは、どのように行われているか。		参考 ■教員組織の適切性を検証したことを示す各種委員会、全学内部質保証推進組織等に関する資料、改善・向上に向けた取り組みが分かる資料などが考えられます。 ・自己点検・評価シート
			(2) 点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。	A	点検・評価結果をもとに教員組織の適切性を維持し改善する取り組みを行っている。					

2024年度自己点検・評価シート
(音楽研究科)

基準1(音楽研究科)

大学基準1 理念・目的

大学は、自ら掲げる理念に基づき、人材育成の目的その他の教育研究上の目的を適切に設定し公表するとともに、それを実現するために将来を見据えた中・長期の計画そのたの諸施策を明確にしなければならない。

1.点検項目等に基づく状況確認 評価形式

評価 欄は「A:適切に実行している」「B:概ね実行している」「C:あまり実行していない」「D:実行していない」の4段階で記入してください。

項目 №	点検・評価項目	評価	フェリスにおける点検項目（細目）	評価	現状説明	効果があがっている点	今後改善が必要な点	<参考>評価者の観点	評価に係る各種指針	根拠資料
101	大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。	A	(1)学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的が適切に設定されているか。	A	音楽研究科では、教育研究目的（人材養成目的）を「西洋音楽の根幹であるキリスト教音楽を基盤として、音楽の領域に関する理論及び実践を教授研究し、高度に専門的な知識・能力・技術を持ち、かつ音楽界を多様に支える素養を兼ね備えた職業人を養成する。」と定め、大学院学則第4条の2（2）に明示している。			・大学として掲げる理念は、どのような内容か。 ・教育研究活動等の諸活動を方向付ける大学としての目的及び学部・研究科における教育研究上の目的は、どのような内容か。 ・上記の学部・研究科の目的は、大学の理念・目的と連関しているか。 ・上記の大学及び学部・研究科の目的は、高等教育機関としてふさわしいものであり、かつ個性や特徴が示されているか。		■寄附行為又は定款 ・学校法人フェリス女学院寄附行為 ■学則、大学院学則又は教育研究上の目的を規定したその他の規程 ・フェリス女学院大学学則 ・フェリス女学院大学大学院学則
			(2)大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性は適切か。	A	建学の精神及び教育理念のもと定められた大学院学則において、本大学院の使命、目的を掲げ、研究科としての教育研究目的を定めていることから、大学の理念・目的と研究科の目的は適切に連関している。					
102	大学の理念・目的及び学部・研究科等の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。	A	(1)学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的を適切に明示しているか。	A	音楽研究科の教育研究目的（人材養成目的）は、大学院学則第4条の2（2）に明示している。			・理念・目的は、学則又はこれに準ずる規則等に定められているか。 ・理念・目的は、どのような方法によって教職員及び学生に周知され、また、社会に対して公表されているか。 ・上記の周知・公表において、媒体や表現の工夫等により、情報の得やすさや理解しやすさに配慮されているか	1 大学の理念・目的の公表 ・大学の理念・目的を刊行物、ホームページ等のいずれの方法によっても公表していない場合は、是正勧告として指摘する。 2 学部・研究科等における教育研究上の目的の学則等への規定及び公表 ・教育研究上の目的を設定していない場合は、是正勧告として指摘する。 ・教育研究上の目的を設定しているが、これを学則等に規定していない場合は、改善課題として指摘する。 ・研究科において、修士課程・博士課程・専門職学位課程で教育研究上の目的を同一としている場合、それらはそれぞれ別のほうがより望ましいため、概評において上記課程ごとの目的の設定が望まれる旨を記述する。 ・教育研究上の目的を刊行物、ホームページ等のいずれの方法によっても公表していない場合は、是正勧告として指摘する。	■大学、学部・研究科を紹介するパンフレット ・大学案内 ・大学院案内 ■大学及び学部・研究科の理念・目的を公表しているウェブサイト ・大学公式サイト 人材養成目的及び三つの方針（学部全体）
			(2)教職員、学生、社会に対して刊行物、ウェブサイト等により大学の理念・目的、学部・研究科の目的等を周知・公表しているか。	A	音楽研究科の教育研究目的（人材養成目的）は『学生要覧』に掲載し、学生、教職員に周知している。 大学公式サイトにも掲載し、社会への周知を図っている。 受験生に対しては、『入学案内』に掲載することで周知を図り、理念・目的の理解向上に努めている。 【大学公式サイト】 https://www.ferris.ac.jp/academics/purpose/					
103	大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。	A	(1)将来を見据えた中・長期の計画その他諸施策は設定されているか。	A	中期計画「21-25 PLAN」において、音楽学部・音楽研究科の事業を策定し、各学科、研究科の将来計画を実現するための教学改革プロジェクトに取り組んだ。			・中・長期の計画その他の諸施策は、どのような内容か。 ・上記の計画、施策等は、組織、財政等の資源の裏付けを伴うなど、理念・目的の達成に向けて、具体的かつ実現可能な内容になっているか。		■中・長期計画、アクションプラン、具体的施策等 ・フェリス女学院中期計画2021-2025（2020年度版） ・フェリス女学院中期計画2021-2025（2021年度版） ・大学公式サイト 大学グランドデザイン『Ferris Univ. 2030』

2024年度自己点検・評価シート
(音楽研究科)

基準3(音楽研究科)

大学基準3 教育研究組織

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、教育研究組織を適切に整備しなければならない。

1.点検項目等に基づく状況確認 評価形式

評価 、 欄は「A: 適切に実行している」「B: 概ね実行している」「C: あまり実行していない」「D: 実行していない」の4段階で記入してください。

項目 №	点検・評価項目	評価	フェリスにおける点検項目（細目）	評価	現状説明	効果があがっている点	今後改善が必要な点	< 参考 > 評価者の観点	評価に係る各種指針	根拠資料
301	大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。	A	(1) 大学の理念・目的と学部（学科または課程）構成及び研究科（研究科または専攻）構成は適合しているか。	A	音楽研究科（音楽芸術専攻、演奏専攻）は、本大学院の目的及び課程の目的に基づき、音楽学部（音楽芸術学科、演奏学科、2019年度より演奏学科募集停止、音楽芸術学科に改組統合）を基礎として設置されている。 1998年度に音楽研究科(声楽専攻・器楽専攻・創作表現専攻)修士課程を開設し、その後、2009年度に創作表現専攻を音楽芸術専攻に、声楽専攻と器楽専攻を演奏専攻に改組した。 なお、2019年度の音楽学部の改組統合を踏まえ、2023年度に「音楽研究科音楽芸術専攻」のみの1研究科1専攻体制に変更した。			・大学の理念・目的を踏まえ、また、学問の動向や社会的要請等に配慮したうえで、教育研究組織（学部・研究科や附置研究所、センター等）はどのように構成されているか。		■ 附置研究所、センターその他の組織等の設置趣旨や活動内容が分かる資料 ・全学教養教育機構（CLA）規程 ・キリスト教研究所規程 ・附属図書館規程 ・教職センター規程 ・情報センター規程 ・学生支援センター規程 ・国際センター規程 ・言語センター規程 ・宗教センター規程 ・ボランティアセンター規程 ・ジェンダースタディーズセンター規程 ・学修サポートセンター規程
			(2) 大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織は適合しているか。							■ 大学基礎データ（表1） ・大学基礎データ（表1）組織・設備等（教育研究組織）
			(3) 教職課程等を置く場合における全学的な実施組織の適切性							
			(4) 教育研究組織は学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等に適切に配慮しているか。	A	中期計画「21-25 PLAN」において、音楽研究科の将来計画、人材養成目的を実現するための教学改革に取り組んでいる。中期計画は毎年、事業の経過とその成果を検証する機会を設けており、その作業をとおして、学問の動向、社会的要請、大学を取りまく環境等の観点から、各学科のカリキュラム・組織体制について確認している。					
302	教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	A	(1) 適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価を実施しているか。	A	教育研究組織の適切性について、音楽研究科では、2025年度第2回音楽学部主任等会議（2025年5月28日開催）及び2025年度第3回音楽研究科委員会（2025年6月4日開催）において、点検・評価項目に従って、「2024年度自己点検・評価シート（大学基準3）」の記載内容をもとに点検・評価を行った。			・教育研究組織の構成に関する自己点検・評価は、どのように行われているか（基準、体制、方法、プロセス等）。 ・上記の自己点検・評価結果に基づき、教育研究組織の改善・向上に向けた取り組みは、どのように行われているか（組織の設置・改編、センターにおける新規事業の導入等）。		参考 ■ 学部・研究科構成、附置研究所等の役割等の適切性を検証したことを示す各種委員会、全学内部質保証推進組織等に関する資料、改善・向上に向けて取り組んだことが分かる資料などが考えられます。 ・自己点検・評価シート
			(2) 点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。	A						

2024年度自己点検・評価シート
(音楽研究科)

基準4(音楽研究科)

大学基準4 教育課程・学習成果

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を定め、公表しなければならない。また、教育課程の編成・実施方針に則して、十分な教育上の成果を上げるための教育内容を備えた体系的な教育課程を編成するとともに、効果的な教育を行うための様々な措置を講じ、学位授与を適切に行わなければならない。さらに、学位授与方針に示した学習成果の修得状況を把握し評価しなければならない。

1.点検項目等に基づく状況確認 評価形式

評価 、 欄は「A：適切に実行している」「B：概ね実行している」「C：あまり実行していない」「D：実行していない」の4段階で記入してください。

項目 №	点検・評価項目	評価	フェリスにおける点検項目（細目）	評価	現状説明	特に効果があがっている点	今後改善が必要な点	<参考>評価者の観点	評価に係る各種指針	根拠資料
401	授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。	A	（1）課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識・技能・態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針を適切に設定し（授与する学位ごと）公表しているか。	A	■大学院要覧、大学公式webサイトに各研究科のディプロマ・ポリシーとして明記している。【学生要覧、大学公式webサイト】			・学位授与方針は、原則として、授与する学位ごとに設定されているか。 ・上記の方針は、修得すべき知識、技能、態度等の学習成果が明確に示され、授与する学位にふさわしい内容となっているか。 ・上記の方針は、どのような方法によって公表されているか。 ・上記の方針の公表において、媒体や表現の工夫等により、情報の得やすさや理解しやすさに配慮されているか。	7 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の公表 ・学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を設定していない場合は、是正勧告として指摘する。 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針は、原則として授与する学位ごと（分野と学位課程種）に設定することが求められる。 ただし、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の設定が、学部・学科、研究科・専攻ごとなどであっても、内容が当該学部・学科、研究科・専攻等が授与する学位に即したものであれば、ただちに提言の対象とはしない。 ・学位授与方針に、修得すべき知識、技能、能力など当該学位にふさわしい学習成果を示していない場合は、改善課題として指摘する。 学位授与方針に、卒業要件、修了要件が含まれていない場合であっても、別途示していれば問題としない（概評にも記述しない）。 学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針が、内容において一貫していないと判断される場合は、基準2の概評で指摘する（問題の程度によっては、改善課題又は是正勧告を付すことも可）。	■学位授与方針を公表しているウェブサイト ・大学公式サイト 人材養成目的及び三つの方針（学部全体） ・大学公式サイト 英語英米文学科の人材養成目的及び三つの方針 ・大学公式サイト 日本語日本文学科の人材養成目的及び三つの方針 ・大学公式サイト コミュニケーション学科の人材養成目的及び三つの方針 ・大学公式サイト 音楽芸術学科の人材養成目的及び三つの方針 ・大学公式サイト 演奏学科の人材養成目的及び三つの方針 ・大学公式サイト 国際交流学科の人材養成目的及び三つの方針 ・大学公式サイト 英語英米文学専攻の人材養成目的及び三つの方針 ・大学公式サイト 日本語日本文学専攻の人材養成目的及び三つの方針 ・大学公式サイト コミュニケーション学専攻の人材養成目的及び三つの方針 ・大学公式サイト 音楽芸術専攻の人材養成目的及び三つの方針 ・大学公式サイト 演奏専攻の人材養成目的及び三つの方針 ・大学公式サイト 国際交流専攻の人材養成目的及び三つの方針
402	授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。	A	（1）下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針を設定し公表しているか。（授与する学位ごと） ・教育課程の体系、教育内容 ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等	A	■大学院要覧、大学公式webサイトに各研究科のカリキュラム・ポリシーとして明記している。【大学院要覧、大学公式webサイト】			・教育課程の編成・実施方針は、原則として、授与する学位ごとに設定されているか。 ・上記の方針は、教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態など、教育についての基本的な考え方が明確に示されているか。 ・上記の方針は、学位授与方針に整合しているか。 ・上記の方針は、どのような方法によって公表されているか。 ・上記の方針の公表において、媒体や表現の工夫等により、情報の得やすさや理解しやすさに配慮されているか。	・教育課程の編成・実施方針に、教育課程の編成に関する基本的な考え方又は実施に関する基本的な考え方のうち、いずれか一方が示されていない場合は、改善課題として指摘する。 ・学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を刊行物、ホームページ等のいずれの方法によっても公表していない場合は、是正勧告として指摘する。	■教育課程の編成・実施方針を公表している・大学公式サイト 401の根拠資料「学位授与方針」と同じページ
			（2）教育課程の編成・実施方針と学位授与方針とは適切な連関性があるか。	A	■カリキュラム・ポリシーに基づき開講する各科目は、シラバスにおいてディプロマ・ポリシーに基づく到達目標の設定という形で連関性を確保している【シラバス、シラバス執筆要領】					

403	教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。	A	(1) 各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置を講じているか。 ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性 ・教育課程の編成にあたっての順次性・体系性への配慮 ・授業期間の適切な設定 ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定 ・個々の授業科目の内容・方法 ・授業科目の位置づけ（必修、選択等） ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定 ・初年次教育、高大接続への配慮（【学士】【学専】） ・教養教育と専門教育の適切な配置（【学士】） ・コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等（【修士】【博士】）	A	■カリキュラム・ポリシーに基づき、毎年度科目の改廃を実施している。 ■科目の改廃にあたっては科目設置の目的、内容・授業方法の概要、科目区分、単位数、履修年次を明記した資料により大学教務委員会で審議する。 【大学教務委員会資料】 ■修士課程・博士課程では各専攻においてコースワーク（研究科目）とリサーチワーク（演習科目）を設け、両科目の修得を課している。【大学院要覧】			・全学的に見て、学部・研究科の教育課程は、どのように編成されているか。 その根拠として、下記の実際の状況も確認する。 ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性 ・当該学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時の学習成果と、各授業科目との関係の明確性 ・専門分野の学問の体系を考慮した教育課程編成 ・学習の順次性に配慮した各授業科目の年次・学期配当 ・各学部・研究科における教育課程の編成について、全学内部質保証推進組織等の全学的な組織はどのように運営・支援し、その適切性を担保しているか。	■履修要項、シラバス ・学生要覧 ・大学院要覧 ・シラバス検索画面 参考 ■教育課程の体系性を示す資料としては、カリキュラム・マップ、学協会等が定めるモデルカリキュラムとの関係性を示した資料などが考えられます。 参考 ■当該学位課程に相応しい内容であることを示す資料としては、学外者による評価結果など、教育課程の適切性を第三者的に示す資料などが考えられます。	
		A	(2) 学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育を適切に実施しているか。	A	■自立した研究者、専門職に必要な技能、知識を備えさせることをディプロマ・ポリシーとし、そのために必要な科目をカリキュラム・ポリシーの基に開講している。 ■音楽芸術専攻では「音楽家のための創出型情報論A,B」、演奏専攻では「音楽家のための事業創造論A,B」を開講し、大学院修了に音楽家としての社会活動に求められる能力の育成を図っている。					
404	学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。	A	(1) 各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための措置を講じているか。 ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの登録単位数の上限設定等） ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容・方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法・基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等） ・授業の内容、方法等を変更する場合における適切なシラバス改訂と学生への周知 ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法（教員・学生間や学生同士のコミュニケーション機会の確保、グループ活動の活用等） ・学習の進捗と学生の理解度の確認 ・授業の履修に関する指導、その他効果的な学習のための指導 ・授業外学習に資する適切なフィードバックや、量的・質的に適当な学習課題の提示 < 学士課程 > ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数 < 学士課程 > ・適切な履修指導の実施 < 修士課程・博士課程 > ・研究指導計画（研究指導の内容・方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施	A	■シラバスは各科目担当部署において確認をし、カリキュラムとの整合性を担保している。【「2024年度開講科目のシラバス点検について（依頼）」2024年2月13日発信 ■教員向けの「シラバス（授業計画）作成要領」において、原則としてシラバス公開後の変更はできないこととしている。学生には履修登録をする前に、必ずシラバスを確認するように周知している。シラバスにはフィードバックの方法を記入することとして、教員・学生間のコミュニケーション機会を確保している。また、最終的に目的・目標が達成できるよう進捗状況や理解度、授業期間中の授業アンケート等を確認しながら授業計画や方法等を適宜見直すことが重要である旨周知している。なお、授業外学習を促す手がかりとするため、シラバスにおける「テキスト」もしくは「参考資料」のいずれか一方は必ず記載することとしており、履修者の自発的な取り組みのために必ず具体的な資料名を指示することとしている。 ■大学院要覧「カリキュラムの説明」及び「履修の説明」において各課程の研究指導計画を明示し、これに基づき指導を実施している。【大学院要覧】			・全学的に見て、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための措置として、どのような方法が取られているか。 その根拠として、下記の実際の状況も確認する。 ・教育課程の編成・実施方針と教育方法の整合性 ・当該学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果に応じた授業形態、授業方法の採用とその実施 ・1授業当たりの適切な学生数の設定と運用 ・シラバスの作成と活用 ・履修指導 ・単位の実質化（単位制度の趣旨に沿った学習時間、学習内容の確保）を図る措置 ・各学部・研究科における教育方法の導入、教育の実施について、全学内部質保証推進組織等の全学的な組織は、どのように運営・支援し、その適切性を担保しているか。	8 履修登録単位数の上限設定（学士課程） ・単位の実質化を図る措置が不十分な場合は、改善課題として指摘する（すべての学位課程）。 単位の実質化を図る措置としては、教育課程上の配慮、成績評価の厳格性の確保、授業時間外に必要な学習の促進等の取り組みのほか、学士課程に関しては履修登録単位の上限設定（年間50 単位未満で設定していることを目安とする）が該当する。 履修登録単位の上限を設定していても、一部の科目を対象外としており、これらを含めると実態として上記の目安を超えて履修している学生が相当数いる場合は、単位の実質化を図るその他の措置が十分かを確認したうえで、問題があれば改善課題として指摘する。 卒業予定年次の学生等を対象に履修登録単位数の上限を設けない、あるいは設けても弾力的措置をとっている場合もありうるが、これらについても例外とせずに、単位の実質化を図る措置を十分に見極めたうえで、問題があれば、改善課題として指摘する。 単位の実質化を図る措置のうち履修登録単位の上限設定は主要なものと考えられるが、その実施を一律には求めない。 以下の場合は、これに該当する学生数が適正な範囲であるかなど、制度の運用実態に十分な注意を払う必要がある。 大学設置基準第27 条の2 第2 項又は専門職大学設置基準第23条第2項の規定に基づき、成績優秀者に対して履修登録単位数の上限を緩和又は適用外としている場合。 その他学内の規定に基づき学部長や学科長等による許可のもと履修登録単位数の上限を緩和又は適用外としている場合。 履修登録単位数の上限設定については、編入学生に対する場合も同様とする。 9 1 学期の授業期間と単位計算 ・授業期間が必ずしも15 週である必要はない。ただし、授業における学生の学習時間が十分に確保されていない場合は、改善課題として指摘する。 ・単位計算が不適切である場合は、是正勧告として指摘する。	■授業期間、単位計算及び履修登録単位の上限を定めた学則等の資料 ・フェリス女学院大学学則 ・フェリス女学院大学大学院学則 ・学生要覧 ・大学院要覧 ■履修要項、シラバス ・学生要覧 ・大学院要覧 ・シラバス検索画面 < 修士課程、博士課程 > ■研究指導の内容・方法、年間スケジュールを示した資料 ・大学院要覧 参考 ■学生の学習の活性化を図る取り組みを示す資料として、学生の能動的参加を促す授業方法、学習支援ツールや履修指導等のガイダンス資料などが考えられます。また、その効果を示す資料として、授業時間外における学習時間の状況に関する資料などが考えられます。 ・大学公式サイト「シラバス」 https://www.ferris.ac.jp/departments/syllabus/ ・学修行動調査結果

405	成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。	A	(1) 成績評価及び単位認定を適切に行うための措置を講じているか。 ・単位制度の趣旨に基づく単位認定	A	■成績評価基準は大学院要覧に定め、各科目での具体的成績評価については、シラバスの「到達目標」「成績評価基準」「成績評価方法」に明記している。【大学院要覧、シラバス】			・全学的に見て、学部・研究科における成績評価、単位認定及び学位授与は、どのように行われているか。 その根拠として、下記の実際の状況も確認する。 ・厳正かつ適正な成績評価及び単位認定の実施 ・既修得単位等の適切な認定 ・学位授与における実施手続及び体制の明確性	10 卒業・修了要件の設定及び明示 ・卒業・修了の要件を明確にし、刊行物、ホームページ等のいずれの方法によっても、あらかじめ学生に明示していない場合は、是正勧告として指摘する。 ・既修得単位として認定する単位数の上限が、設置基準で認められている数を超えている場合は、是正勧告として指摘する。	■卒業・修了の基準、判定方法、体制等を明らかにした規程類 ・フェリス女学院大学学則 ・フェリス女学院大学大学院学則 ・学位規則 ・学生要覧 ・大学院要覧 ■履修要項など成績評価方法、基準をあらかじめ学生が理解するための資料 ・学生要覧 ・大学院要覧 ■履修要項など卒業要件、修了要件をあらかじめ学生が理解するための資料 ・学生要覧 ・大学院要覧 参考 ■成績評価の適正な実施を示す資料として、成績評価基準に関する教員間の申し合わせやその運用事実が分かる資料などが考えられます。
			・既修得単位の適切な認定		■既修得単位については、博士前期課程において他の単位認定と合わせて10単位までを認定可としている。【大学院学則、大学院要覧】					
406	学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。	A	・成績評価の客観性・厳格性を担保するための措置	A	■成績評価基準は大学院要覧に定め、各科目での具体的成績評価については、シラバスの「到達目標」「成績評価基準」「成績評価方法」に明記している。【大学院要覧、シラバス】			・各学部・研究科における成績評価、単位認定及び学位授与について、全学内部質保証推進組織等の全学的な組織はどのように運営・支援し、その適切性を担保しているか。	11 研究指導計画及び学位論文審査基準の明示(修士・博士課程) ・各研究科の学位課程ごとに、研究指導の方法やスケジュールをあらかじめ定めていない場合は、是正勧告として指摘する。 ・上記の内容を刊行物、ホームページ等のいずれの方法によっても、あらかじめ学生に明示していない場合は、改善課題として指摘する。 ・各研究科の学位課程ごとに、学位論文や特定の課題についての研究の成果の審査基準をを刊行物、ホームページ等のいずれの方法によっても公表していない場合は、是正勧告として指摘する。 ・審査基準を公表していても文書等によってあらかじめ学生に明示していない場合は、改善課題として指摘する。	■卒業・修了の基準、判定方法、体制等を明らかにした規程類 ・フェリス女学院大学学則 ・フェリス女学院大学大学院学則 ・学位規則 ・学生要覧 ・大学院要覧 ■履修要項など成績評価方法、基準をあらかじめ学生が理解するための資料 ・学生要覧 ・大学院要覧 ■履修要項など卒業要件、修了要件をあらかじめ学生が理解するための資料 ・学生要覧 ・大学院要覧 参考 ■成績評価の適正な実施を示す資料として、成績評価基準に関する教員間の申し合わせやその運用事実が分かる資料などが考えられます。
			・卒業・修了要件の明示		■修了要件を大学院要覧に明記している。【大学院要覧】					
407	教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	A	(2) 学位授与を適切に行うための措置を講じているか。 ・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表 ・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置 ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示 ・適切な学位授与	A	■各専攻各課程は学位論文審査基準を定め、大学院要覧に明記している。【大学院要覧】 ■学位審査は研究科委員会の下に最低3名の教員で構成する審査委員会が審査し、審査委員会は審査結果を研究科委員会に報告し、修了判定を行う。【学位規則】 ■学位授与に係る手続は大学院要覧に明記している。【大学院要覧】			・全学的に見て、学位授与方針に示した学生の学習成果は、どのような方法で測定されているか。 その根拠として、下記の実際の状況も確認する。 ・専門分野の性質、学生に求める学習成果の内容に応じた把握・評価の方法や指標の導入と運用 ・当該職業を担うのに必要な能力の修得状況の把握(特に専門的な職業との関連性が強い教育課程の場合) ・学習成果を測定するにあたり、全学内部質保証推進組織等の全学的な組織は、どのように運営・支援しているか。	●【基準4】学位授与方針に定めた学習成果の測定 ・学習成果の測定方法が決まっておらず、検討もしていない場合は、是正勧告として指摘する。 ・検討は始まっているが、まだ学習成果の測定方法は決められていない、又は、学位授与方針に示した学習成果と測定方法の関係性が不明瞭で、多角的かつ適切に学習成果を測定しているとは言えない場合は、改善課題として指摘する。 測定方法の検討がある程度進んでおり、近い将来成果を測定できることが見込める場合は、提言を付さず概評でその実行を促す。	■卒業・修了の基準、判定方法、体制等を明らかにした規程類 ・フェリス女学院大学学則 ・フェリス女学院大学大学院学則 ・学位規則 ・学生要覧 ・大学院要覧 ■履修要項など成績評価方法、基準をあらかじめ学生が理解するための資料 ・学生要覧 ・大学院要覧 ■履修要項など卒業要件、修了要件をあらかじめ学生が理解するための資料 ・学生要覧 ・大学院要覧 参考 ■成績評価の適正な実施を示す資料として、成績評価基準に関する教員間の申し合わせやその運用事実が分かる資料などが考えられます。
			(2) 学位授与を適切に行うための措置を講じているか。 ・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表 ・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置 ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示 ・適切な学位授与		■各専攻各課程は学位論文審査基準を定め、大学院要覧に明記している。【大学院要覧】 ■学位審査は研究科委員会の下に最低3名の教員で構成する審査委員会が審査し、審査委員会は審査結果を研究科委員会に報告し、修了判定を行う。【学位規則】 ■学位授与に係る手続は大学院要覧に明記している。【大学院要覧】					
408	学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。	A	(1) 各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標を適切に設定しているか。(特に専門的な職業との関連性が強いものにあっては、当該職業を担うのに必要な能力の修得状況を適切に把握できるもの。)	A	■学位申請論文の評価によって分野の特性に応じた学習成果を測定している。			・全学的に見て、学位授与方針に示した学生の学習成果は、どのような方法で測定されているか。 その根拠として、下記の実際の状況も確認する。 ・専門分野の性質、学生に求める学習成果の内容に応じた把握・評価の方法や指標の導入と運用 ・当該職業を担うのに必要な能力の修得状況の把握(特に専門的な職業との関連性が強い教育課程の場合) ・学習成果を測定するにあたり、全学内部質保証推進組織等の全学的な組織は、どのように運営・支援しているか。	●【基準4】学位授与方針に定めた学習成果の測定 ・学習成果の測定方法が決まっておらず、検討もしていない場合は、是正勧告として指摘する。 ・検討は始まっているが、まだ学習成果の測定方法は決められていない、又は、学位授与方針に示した学習成果と測定方法の関係性が不明瞭で、多角的かつ適切に学習成果を測定しているとは言えない場合は、改善課題として指摘する。 測定方法の検討がある程度進んでおり、近い将来成果を測定できることが見込める場合は、提言を付さず概評でその実行を促す。	■卒業・修了の基準、判定方法、体制等を明らかにした規程類 ・フェリス女学院大学学則 ・フェリス女学院大学大学院学則 ・学位規則 ・学生要覧 ・大学院要覧 ■履修要項など成績評価方法、基準をあらかじめ学生が理解するための資料 ・学生要覧 ・大学院要覧 ■履修要項など卒業要件、修了要件をあらかじめ学生が理解するための資料 ・学生要覧 ・大学院要覧 参考 ■成績評価の適正な実施を示す資料として、成績評価基準に関する教員間の申し合わせやその運用事実が分かる資料などが考えられます。
			(2) 学位授与を適切に行うための措置を講じているか。 ・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表 ・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置 ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示 ・適切な学位授与		■学位申請論文の評価によって分野の特性に応じた学習成果を測定している。					
409	学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。	A	(1) 適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価を実施しているか。 ・学習成果の測定結果の適切な活用	A	■学位授与にあたっては最終試験を課し、課程を通じた学習成果の把握・評価を行っている。 ■大学院における学修成果の把握にあたっては論文審査等となり、学位論文審査基準等を定めているが、「学位授与方針に示した学習成果の測定」という観点で不足している点については、修士論文等におけるルーブリック等を作成し対応することを確認し、2024年度からルーブリックの活用を開始した。			・全学的に見て、学位授与方針に示した学生の学習成果は、どのような方法で測定されているか。 その根拠として、下記の実際の状況も確認する。 ・専門分野の性質、学生に求める学習成果の内容に応じた把握・評価の方法や指標の導入と運用 ・当該職業を担うのに必要な能力の修得状況の把握(特に専門的な職業との関連性が強い教育課程の場合) ・学習成果を測定するにあたり、全学内部質保証推進組織等の全学的な組織は、どのように運営・支援しているか。	●【基準4】学位授与方針に定めた学習成果の測定 ・学習成果の測定方法が決まっておらず、検討もしていない場合は、是正勧告として指摘する。 ・検討は始まっているが、まだ学習成果の測定方法は決められていない、又は、学位授与方針に示した学習成果と測定方法の関係性が不明瞭で、多角的かつ適切に学習成果を測定しているとは言えない場合は、改善課題として指摘する。 測定方法の検討がある程度進んでおり、近い将来成果を測定できることが見込める場合は、提言を付さず概評でその実行を促す。	■卒業・修了の基準、判定方法、体制等を明らかにした規程類 ・フェリス女学院大学学則 ・フェリス女学院大学大学院学則 ・学位規則 ・学生要覧 ・大学院要覧 ■履修要項など成績評価方法、基準をあらかじめ学生が理解するための資料 ・学生要覧 ・大学院要覧 ■履修要項など卒業要件、修了要件をあらかじめ学生が理解するための資料 ・学生要覧 ・大学院要覧 参考 ■成績評価の適正な実施を示す資料として、成績評価基準に関する教員間の申し合わせやその運用事実が分かる資料などが考えられます。
			(2) 学習成果の測定結果を適切に活用しているか。		■学位授与にあたっては最終試験を課し、課程を通じた学習成果の把握・評価を行っている。 ■大学院における学修成果の把握にあたっては論文審査等となり、学位論文審査基準等を定めているが、「学位授与方針に示した学習成果の測定」という観点で不足している点については、修士論文等におけるルーブリック等を作成し対応することを確認し、2024年度からルーブリックの活用を開始した。					
410	学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。	A	(3) 点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。	A	■教員は授業アンケートの結果を確認し、各担当授業の改善、学生への応答を各授業内で行うとともに、これを授業改善計画という形で学内に公表している。【大学FD委員会資料】			・全学的に見て、学位授与方針に示した学生の学習成果は、どのような方法で測定されているか。 その根拠として、下記の実際の状況も確認する。 ・専門分野の性質、学生に求める学習成果の内容に応じた把握・評価の方法や指標の導入と運用 ・当該職業を担うのに必要な能力の修得状況の把握(特に専門的な職業との関連性が強い教育課程の場合) ・学習成果を測定するにあたり、全学内部質保証推進組織等の全学的な組織は、どのように運営・支援しているか。	●【基準4】学位授与方針に定めた学習成果の測定 ・学習成果の測定方法が決まっておらず、検討もしていない場合は、是正勧告として指摘する。 ・検討は始まっているが、まだ学習成果の測定方法は決められていない、又は、学位授与方針に示した学習成果と測定方法の関係性が不明瞭で、多角的かつ適切に学習成果を測定しているとは言えない場合は、改善課題として指摘する。 測定方法の検討がある程度進んでおり、近い将来成果を測定できることが見込める場合は、提言を付さず概評でその実行を促す。	■卒業・修了の基準、判定方法、体制等を明らかにした規程類 ・フェリス女学院大学学則 ・フェリス女学院大学大学院学則 ・学位規則 ・学生要覧 ・大学院要覧 ■履修要項など成績評価方法、基準をあらかじめ学生が理解するための資料 ・学生要覧 ・大学院要覧 ■履修要項など卒業要件、修了要件をあらかじめ学生が理解するための資料 ・学生要覧 ・大学院要覧 参考 ■成績評価の適正な実施を示す資料として、成績評価基準に関する教員間の申し合わせやその運用事実が分かる資料などが考えられます。
			(3) 点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。		■教員は授業アンケートの結果を確認し、各担当授業の改善、学生への応答を各授業内で行うとともに、これを授業改善計画という形で学内に公表している。【大学FD委員会資料】					

2024年度自己点検・評価シート (音楽研究科)

基準5(音楽研究科)

大学基準5 学生の受け入れ

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学生の受け入れ方針を定め、公表するとともに、その方針に沿って学生の受け入れを公正に行わなければならない。

1.点検項目等に基づく状況確認 評価形式

評価、欄は「A:適切に実行している」「B:概ね実行している」「C:あまり実行していない」「D:実行していない」の4段階で記入してください。

項目 №	点検・評価項目	評価	フェリスにおける点検項目（細目）	評価	現状説明	特に効果があがっている点	今後改善が必要な点	<参考>評価者の観点	評価に係る各種指針	根拠資料
501	学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。	A	（１）学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表がされているか。 （２）下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針を設定しているか。 ・入学前の学習歴・学力水準・能力等の求める学生像 ・入学希望者に求める水準等の判定方法	A	各専攻ごとにディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを踏まえた学生の受け入れ方針を設定し、本学公式サイト及び学生募集要項にて公表を行っている。 各専攻の学生の受け入れ方針においては、本学が受験生に対して入学前に求める水準や意欲・学生像について明記している。また、本学が発行する入試広報媒体においても抜粋版及び本学公式サイトURLを公表し、より情報にアクセスしやすい状況に配慮している。			・学生の受け入れ方針は、少なくとも学位課程ごと（学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程）に設定されているか。 ・上記の方針には、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法が明確に示されているか。 ・上記の方針は、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針に整合しているか。 ・上記の方針は、どのような方法によって公表されているか。 ・上記の方針の公表において、媒体や表現の工夫等により、情報の得やすさや理解しやすさに配慮されているか。	12 学生の受け入れ方針の公表 ・学生の受け入れ方針を設定していない場合は、是正勧告として指摘する。 学生の受け入れ方針は、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針との一貫性が明確であれば、必ずしも授与する学位の分野ごとに設定されていなくてもよい。ただし、異なる学位課程（学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程）で同一の方針とすることはできない。 ・学生の受け入れ方針を刊行物、ホームページ等のいずれの方法によっても公表していない場合は、是正勧告として指摘する。 ・学生の受け入れ方針に、求める学生像を示していない場合は、改善課題として指摘する。 学生の受け入れ方針に、入学前の学習歴、学力水準、能力が含まれていない場合であっても、提言せずに概評で指摘する。	■入学試験要項 （一般入試・共通テスト利用入試、秋期特別入試・公募制推薦入試・帰国生徒入試・社会人入試、指定校推薦入試、留学生入試、編入学試験、大学院入試） ■学生の受け入れ方針を公表しているウェブサイト ・大学公式サイト 人材養成目的及び三つの方針（学部全体） ・大学公式サイト 各学科の人材養成目的及び三つの方針 ・大学公式サイト 大学院各専攻の人材養成目的及び三つの方針
502	学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学選抜の制度や体制を適切に整備し、入学選抜を公正に実施しているか。	A	（１）学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学選抜制度を適切に設定しているか。 （２）授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供を行っているか。＜2020年3月追加項目＞ （３）入試委員会等、責任所在を明確にした入学選抜実施のための体制を適切に整備しているか。 （４）公正な入学選抜を実施しているか。 ・オンラインによる入学選抜を行う場合における公正な実施 （５）入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学選抜を実施しているか。 ・オンラインによって入学選抜を行う場合における公平な受験機会の確保（受験者の通信状況の配慮等）	A	学生の受け入れ方針に基づいた学生の募集方法を設定し、入試MM委員会・各研究科委員会にて検討・審議を行っている。 本学公式サイトに公表されており、受験生応援サイトでも「よくある質問」として情報提供を行っている。その他同様の内容を大学案内パンフレットにも掲載している。 本学公式サイトに公表されており、受験生サイトでも情報提供を行っている。その他同様の内容を大学案内パンフレットにも掲載している。 入学選抜は、学内諸規程及び関連委員会での審議に基づいて、上記の運営体制にて公正に実施している。 本学公式サイトに「受験上の配慮等」として受験時及び入学後の生活について事前に相談を受けつける体制を公表しており、相談内容に応じて学内関係部署と協議の上、合理的な配慮に基づく公平な入学選抜を実施している。			・入学選抜は、学生の受け入れ方針に沿って、どのように制度化されているか。 ・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供はどのように行われているか。＜2020年3月追加項目＞ ・入学選抜の運営体制は、どのように整備されているか。 ・上記の運営体制のもと、入学選抜は公正に実施されているか。 ・入学選抜の結果、方針に沿った学生を受け入れているか。		■入学試験要項 （一般入試・共通テスト利用入試、秋期特別入試・公募制推薦入試・帰国生徒入試・社会人入試、指定校推薦入試、留学生入試、編入学試験、大学院入試） ■入学選抜に係る規程 ・大学入試委員会規程 ・入試MM委員会規程 ・文学部入試委員会規程 ・音楽学部入試委員会規程 ・国際交流学部入試委員会規程

503	適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。	B	(1) 入学定員及び収容定員を適切に設定した在籍学生数を適切に管理しているか。 < 学士課程 > ・ 入学定員に対する入学者数比率 < 学士課程 > ・ 編入学定員に対する編入学生数比率 < 学士課程 > ・ 収容定員に対する在籍学生数比率 < 学士課程 > ・ 収容定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応 < 修士・博士・専門職学位課程 > ・ 収容定員に対する在籍学生数比率	B	入学定員（6名）を満たすことができなかったが、収容定員（12名）は充足している。			・ 学士課程全体及び各学部・学科並びに各研究科・専攻の入学者数は、入学定員に対して適正な数となっているか。 ・ 学士課程全体及び各学部・学科並びに各研究科・専攻の在籍学生数は、収容定員に対して適正な数を維持しているか。 ・ 収容定員に対し、在籍学生数が大幅に超過している場合、どのような対策が検討、実施されているか。 ・ 収容定員に対し、在籍学生数が充足していない場合、どのような対策が検討、実施されているか。	13 定員管理 [学士課程] ・ 学部又は学科における入学定員充足率の5年平均又は収容定員充足率が【表1】の目安に抵触している場合は、該当する学部又は学科を取り上げながら、学士課程全体の定員管理の問題として提言を付す。 ・ 学士課程全体の収容定員充足率が【表1】（定員超過の場合は「左記以外の分野」の欄を適用）の目安に抵触している場合は、上記の提言とあわせて該当する提言を付す。 【表1】 定員超過： ・ 1.25以上・・・改善課題 ・ 1.30以上・・・是正勧告 定員未充足 ・ 0.90未満・・・改善課題 ・ 0.80未満・・・是正勧告 [修士・博士・専門職学位課程] ・ 研究科における収容定員充足率が、【表3】の目安に抵触している場合は、該当する研究科を取り上げながら、大学院全体の問題として該当する提言を付す。 【表3】 定員超過： ・ 2.00以上・・・改善課題 定員未充足： ・ 修士課程 0.50未満・・・改善課題 ・ 博士課程 0.33未満・・・改善課題	■ 大学基礎データ（表2、表3） ・ 大学基礎データ（表2）「学生」 ・ 大学基礎データ（表3）「学部・学科、研究科における志願者・合格者・入学者の推移」
504	学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	A	(1) 適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価を行っているか。	A	学生の受け入れの適切性について、2025年度第1回入試MM委員会（2025年4月16日開催）において、前年度入試データや各種企画実施報告資料に基づき、結果検証を行っている。			・ 学生の受け入れに関する自己点検・評価は、どのように行われているか（基準、体制、方法、プロセス等）。 ・ 上記の自己点検・評価結果に基づき、学生の受け入れの改善・向上に向けた取り組みは、どのように行われているか		参考 ■ 入試制度・体制の改善事実を示す資料や、学生の受け入れの適切性について検証し、改善・向上に向けて取り組んだことを示す入試委員会、全学内部質保証推進組織等の資料などが考えられます。 ・ 自己点検・評価シート
			(2) 点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。	A	入試MM委員会構成員を中心に広報活動や入試制度の見直しを都度協議している。					

2024年度自己点検・評価シート
(音楽研究科)

基準6(音楽研究科)

大学基準6 教員・教員組織

大学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、求める教員像や教員組織の編制方針を明確にし、それに基づく教員組織を適切に整備するとともに、絶えず教員の資質向上に取り組まなければならない。

1.点検項目等に基づく状況確認 評価形式

評価 欄は「A:適切に実行している」「B:概ね実行している」「C:あまり実行していない」「D:実行していない」の4段階で記入してください。

項目 №	点検・評価項目	評価	フェリスにおける点検項目（細目）	評価	現状説明	特に効果があがっている点	今後改善が必要な点	<参考>評価者の観点	評価に係る各種指針	根拠資料
601	大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。	A	(1) 下記内容を含む大学として求める教員像を設定しているか。 ・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等	A	【参考】大学全体の記述 「フェリス学院大学の教育研究活動の方針」の中で「教員・教員組織に関する方針」を定め、大学公式サイトに掲載している。求める教員像については、「建学の精神及び教育理念を理解し、変化する社会に対応できる資質を有し、優れた教育力と研究能力を兼ね備えた人材」とし、教員組織の編成に当たっては、「長期的な計画のもと、教員の年齢構成・ジェンダーバランス・国際性等に配慮する」ことを定めている。また、各学位課程における専門分野に関する能力については、「各学部・研究科では、それぞれのディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）にかなった教育に必要な教員組織を目指すとともに、少人数教育を可能にする教員数の確保にもつとめる」としている。			・教員組織の編制方針は、どのような内容か。 ・大学として求める教員像は、どのような内容か。 ・上記の方針及び求める教員像は、どのように学内で共有されているか。		■大学として求める教員像、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在等について大学としての考え方を明らかにし学内で共有した資料 ・各学部・研究科「教員の編成方針」（教授会資料） ・大学公式サイト 教員・教員組織に関する方針 ・大学公式サイト 各学部・研究科の教員の編成方針
			(2) 各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）を適切に明示しているか。	A	「大学として求める教員像及び教員組織の編制方針」のもと、「各学部・研究科の教員の編成方針」を定め、大学公式サイトで公表している。					
602	教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。	A	(1) 大学全体及び学部・研究科等ごとの基幹教員・専任教員数は適切か。	A	【2025年5月1日現在】 音楽芸術専攻修士課程では、研究指導教員4名（うち教授数4名）、および研究指導補助教員4名の合計8名であり、基準数3名（研究指導教員2名、うち教授数2名、および研究指導補助教員1名）を満たしている。				14 設置基準上必要専任教員数の充足 〔学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程〕 ・専任教員数又は教授数が設置基準を満たしていない場合、是正勧告として指摘する。	■大学基礎データ（表4、表5） ・大学基礎データ（表4）「主要事業科目の担当状況（学士課程）」 ・大学基礎データ（表5）「専任教員年齢構成」 ・大学基礎データ（表1）「組織、設備等（教員組織）」
			(2) 適切な教員組織編制のための措置を講じているか。 ・教員組織の編制に関する方針と教員組織の整合性 ・各学位課程の目的に即した教員配置 ・国際性、男女比 ・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮 ・教育上主要と認められる授業科目における基幹教員・専任教員の適正な配置（専任教員については教授又は准教授） ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置 ・教員の授業担当負担への適切な配慮 ・複数学部等の基幹教員を兼ねる者について、業務状況の適切性 ・他大学・企業等を兼務する基幹教員について、業務状況の適切性 ・教員と職員の役割分担、それぞれの責任の明確化と協働・連携	A	コースワーク、リサーチワークにわたり、開講科目全体のバランスに配慮しつつ専任教員が担当している。音楽芸術専攻の「修士研究指導」は研究指導教員が担当し、演奏専攻の「修士演奏」「修士副論文」は研究指導教員が担当している。					
			(3) 指導補助者を活用する場合、適切に行っているか。（資格要件、授業担当教員との責任関係や役割の明確化、指導計画の明確化等）							
			(4) 学士課程における教養教育の運営体制は適切か。							
										参考 ■適切な教員組織編制のための取り組みを示す資料として、授業科目と担当教員の適合性を判断する制度及び判断した実例を示す資料や、国際性、男女比など教育研究上の特性を踏まえて取り組んでいる事実を示す資料などが考えられます。

603	教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。	A	(1) 教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続を設定し規程を整備しているか。	A	音楽研究科では、「音楽研究科教員資格審査ガイドライン」を整備し、修士課程における「指導の教員（研究指導補助及び授業担当者）」「指導教授（研究指導及び授業担当者）」の資格について規定している。			・教員の募集、採用、昇任等に関わる基準及び手続は、どのような内容か。 ・教員の募集、採用、昇任等において、公正性に対し、どのように配慮されているか。		■教員の募集、採用、昇任に関して定めた規程 ・大学教員区分及び資格基準 ・大学専任教員任用規程 ・文学部専任教員の任用に関する内規 ・音楽学部専任教員の任用に関する内規 ・国際交流学部専任教員の任用に関する内規 ・大学特任教授規程 ・大学任期付専任教員任用規程 ・大学任期付専任教員任用規程施行細則 ・外国語契約教員任用規程 ・語学教育担当嘱託教員任用規程 ・留学生担当嘱託教員任用規程 ・音楽学部嘱託教員任用規程 ・情報センター担当嘱託教員任用規程 ・客員教員規程 ・非常勤教員任用規程 ・大学院担当教員に関する内規
			(2) 規程に沿った教員の募集、採用、昇任等を実施しているか。	A	大学院担当教員の資格審査に必要がある場合は、音楽研究科委員会のもとに資格審査委員会を設置し、「音楽研究科教員資格審査ガイドライン」に基づき審査を行っている。					
604	ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。	B	(1) ファカルティ・ディベロップメント（FD）を組織的に実施しているか。	B	2024 年 10 月 9 日(水) に「学生とのコミュニケーションツールについて」と題するオンライン開催のFD勉強会を行い、専任教員10名が参加した。LINE・Slack・フェリスパスポートの長所・短所などが活発に議論され、学生本位で使いやすいツールを考えるべきというまとめがなされた。ただFD研修会は、本年度も回数としては1回しかできていない。次年度は活発なFD活動を実施できるよう検討したい。			・教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげるため、どのような取り組みが組織的に実施されているか。 ・教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るために、どのような取り組みが行われているか。 ・教育活動、研究活動等の活性化を図る取り組みとして、教員の業績評価はどのように位置づけられ、実施されているか。	15 ファカルティ・ディベロップメントの実施 ・ファカルティ・ディベロップメントが全く実施されていない場合は、是正勧告として指摘する。 ・教育改善以外に、研究活動の活性化を図る取り組みや社会貢献等の教員に求められる諸活動についてその資質向上を図る取り組みがない場合は、改善課題として指摘する。 ・下記の3つの単位ごとに、固有のファカルティ・ディベロップメントが行われていない場合は、改善課題として指摘する。 学士課程全体又は各学部 修士課程・博士課程全体又は各研究科 専門職学位課程全体又は各研究科	■大学としてのFDの考え方、実施体制、実施状況（参加率含む）が分かる資料 ・FD委員会規程 ・グローバル教養学部FD委員会規程 ・文学部・人文科学研究科FD委員会規程 ・音楽学部・音楽研究科FD委員会規程 ・国際交流学部・国際交流研究科FD委員会規程 ・大学公式サイト FD活動報告書 ・FD講演会・勉強会一覧
			(2) 教員の教育活動、研究活動、社会活動等を評価し、その結果を活用しているか。	A	「大学院音楽研究科 教員資格審査ガイドライン」において、教員の研究活動、教育活動、社会活動を評価の対象とした、「【指導の教員】研究指導補助及び授業担当」、「【指導教授】」（修士研究指導担当者）研究指導及び授業担当者」の各基準を設定している。					
			(3) 指導補助者に対する研修を実施しているか。							
605	教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	A	(1) 適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価を実施しているか。	A	教員・教員組織の適切性について、音楽研究科では、2025年度第2回音楽学部主任等会議（2025年5月28日開催）及び2025年度第3回音楽研究科委員会（2025年6月4日開催）において、点検・評価項目に従って、「2024年度自己点検・評価シート（大学基準6）」の記載内容をもとに点検・評価を行った。			・教員組織に関する自己点検・評価は、どのように行われているか（基準、体制、方法、プロセス等）。 ・上記の自己点検・評価結果に基づき、教員組織の改善・向上に向けた取り組みは、どのように行われているか。		参考 ■教員組織の適切性を検証したことを示す各種委員会、全学内部質保証推進組織等に関する資料、改善・向上に向けた取り組みが分かる資料などが考えられます。 ・自己点検・評価シート
			(2) 点検・評価結果に基づく改善・向上に取り組んでいるか。	A						